

平成28年 第2回沼田町議会定例会 会議録

平成28年 6月15日(水)

午前10時00分 開会

1. 出席議員

議長	9番	渡邊敏昭	議員	1番	高田	勲	議員
	2番	津川均	議員	3番	大沼恒雄		議員
	4番	小峯聡	議員	5番	久保元宏		議員
	6番	長原誠	議員	7番	鵜野範之		議員
	8番	杉本邦雄	議員	10番	橋場	守	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	金平嘉則	君	監査委員	金子幸保	君
教育委員長	青木健治	君	農業委員会	山岡禎弘	君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	栗中一弘	君	総務財政課長	菅原秀史	君
政策推進室長	吉田憲司	君	農業商工課長	横山茂	君
住民生活課長	嶋田英樹	君	建設課長	中野栄治	君
保健福祉課長	黒田美和	君	和風園園長	安念昌典	君
旭寿園園長	森田秀幸	君	会計管理者	篠原毅	君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	生沼篤司	君	次長	浅野信行	君
-----	------	---	----	------	---

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	三浦剛	君	書記	林亮太	君
------	-----	---	----	-----	---

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
報告第1号	繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
報告第2号	株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(平成27年度沼田町一般会計補正予算専決第2号)
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(平成28年度沼田町一般会計補正予算専決第1号)
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部改正)
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて(国民健康保険税条例の一部改正)
議案第50号	沼田町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第51号	沼田町固定資産評価審査委員会条例について
議案第52号	沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第53号	沼田町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例について
議案第54号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
議案第55号	北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
議案第56号	北海道市町村総合事務組合格約の変更について
議案第57号	平成28年度沼田町一般会計補正予算について
議案第58号	平成28年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第59号	平成28年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第60号	平成28年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について
議案第61号	平成28年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第62号	平成28年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第63号	平成28年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について

選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙について

議案第68号 平成28年度沼田町一般会計補正予算について

議案第69号 平成28年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について

(開 会 宣 言)

○議長（渡邊敏昭議長）これより定例会を開催しますが、定例会を開催する前に一言申し上げます。本日の議会におきましては、軽装のまま議案審議を行いますことを予め申し添えます。只今の出席議員数は10名です。定足数に達していますので、本日を以って招集されました平成28年第2回沼田町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、橋場議員、1番、高田議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第2、会期の決定についてを議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。大沼委員長。

(議会運営委員会報告 大沼委員長登壇)

○委員長（大沼恒雄議員）おはようございます。議運の報告の前に4月14日に発生しました、熊本地震において被災された方々に一言申し上げたいと思います。熊本地震により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますと共に、被災された皆様に心よりお祝いを申し上げます。また、被災地の復興支援にご尽力されている方々に深く敬意を表します。一刻も早く復興されます様、お祈りを申し上げたいと思っております。

それでは報告致します。平成28年第2回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を申し上げます。去る6月8日午後3時より議会運営委員と議長出席のもとに、議会運営委員会を開催致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところでございます。

これによりますと、今定例会に提出される案件は、諸般報告1件、行政報告2件、一般質問、町長に対して6人10件、更に報告2件、専決4件、過疎計画の変更1

件、条例制定及び改正3件、規約の変更3件、平成28年度補正予算7件、選挙1件でございます。この外、閉会中に議長に対し陳情1件の提出がございましたが、既に同趣旨の陳情を採択しているところから、上程しないこととして取り扱うことで意見の一致を見たところであります。

以上、付議事件全般につきまして審議しました結果、今定例会の会期としましては、本日15日から16日までの2日間とすることで意見の一致をみております。

以上申し上げまして、議会運営委員会の報告と致します。どうぞよろしくお願ひ致します。

○議長（渡邊敏昭議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日から16日までの2日間に致したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から16日までの2日間に決しました。

（諸 般 報 告）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出致しましたのでご覧願ひます。

（町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第4、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

（金平町長 登壇）

○町長（金平嘉則町長）おはようございます。平成28年第2回定例会を招集申し上げましたところ、御多用に関わらず全議員の出席を賜りましたことにまずもって御礼を申し上げます。では、一般行政報告を申し上げます。

（以下、町政執行方針を朗読）

○議長（渡邊敏昭議長）次に教育長。

（生沼教育長 登壇）

○教育長（生沼篤司教育長）続きまして、教育行政報告を申し上げます。

（以下、教育行政執行方針を朗読）

○議長（渡邊敏昭議長）以上で、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。ここで暫時休憩と致します。10時40分より、全員協議会を開きますので、議員の皆様方は議員控え室にお集まり下さい。なお、午後の開会は1時と致します。

(一 般 質 問)

○議長（渡邊敏昭議長）再開致します。なお、本日議員並びに理事者、説明員におきましては、軽装のまま議案審議を行いますことを予め申し添えます。傍聴の皆様方におかれましても、楽な姿勢で議会の傍聴をしていただければと、議長よりお伝え申し上げます。日程第5、一般質問を行います。通告順に発言を許します。1番、高田議員。コンパクトエコタウン構想の行方については質問してください。

○1番（高田勲議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、高田議員。

○1番（高田勲議員）1番、高田勲であります。6月の第2回の定例会であります。まもなく動き出しますコンパクトエコタウン構想の話についてですね、町長のお考えを聞きたいなという風に思います。まあ金平町政のある意味生命線と言っても過言ではないのかなと思われるコンパクトエコタウン構想であります。ここにきて大切な財源の部分で当初の予定とはちょっと違ってきたような感が否めません。安倍内閣のアベノミクスもですね、消費税率のアップを再延期したくらいですから、全く先が見えないというか、まあアベノミクスも中々効果の予想がつかない事態なのかもしれません。さて、コンパクトエコタウン構想の中で、優先順位を付けて最初に取り組んだ商業中核施設、まあこれは今の農協の跡地に建てるスーパーを含めた商業施設であります。これと地域密着多機能型総合センターの内の1期分工事、沼田厚生クリニックの工事が間もなく始まろうとしています。1期2期というのは、この間も行政の方からこういう風なあんしんセンター情報というのがですね、町民の皆様にも配られて本当にわかりやすく1期2期の説明をされてるなという風に思っております。これらが間もなく始まろうとしています。通告書の中では、再生計画がモデルケースとなっておりますが、正確にはこのコンパクトエコタウン構想の初期計画と言いましょか、これがですね、確か平成26年度に地域活性化モデルケースとして、国からお墨付きをいただいたわけでありまして。その後、平成27年に地方創生の沼田版総合戦略の核となる一つの核となる計画として、コンパクトエコタウン構想自体が地域再生計画の認定を受けた。地域再生戦略交付金という非常に今まで各省庁の補助メニューにない様なところに補助をいただける様な有利な交付金を使っただけの事業展開を議会もそうですし、町民の皆様も一様に期待していたわけでありまして。冒頭申しましたとおりここにきてちょっと大幅に風向きが変わってきました。結果的に地域再生戦略交付金がいただけたのは、厚生クリニックの建設費で約2億と、それから多機能型総合センターの設計費の半分、それから商業中核施設

の設計費の半分でざっくりですけど2億2千万ぐらいなのかなと言う風に思っております。まあこれについてはですね、非常に大きな効果があったんだろうなという風に思っておりますが、6月2日の全員協議会でも説明が、まあ我々最初受けるんですけども、その後、6月8日の北海道新聞でも報道がされてます。当てにしていた地域再生戦略交付金自体が廃止されたと。新たに地方創生推進交付金と言う名の新型交付金に統合されました。多機能型総合センターの1期工事分であるデイサービス、それから地域あんしんセンターは、新型交付金の交付要綱には合致せず、5億円程度の起債と1億5千万程の一般財源を充てなければならないという事になってます。とりあえずこの4つの施設はですね、非常に重要であり、町民の生活、それから将来にわたっての町民の生活に非常に重要であるという風に判断して推進した計画でしたが、いきなり出鼻を挫かれたのかなという感が否めません。ここにですね、今年の5月19日に議会説明があったコンパクトエコタウン構想のですね、資料があります。町民の皆様にも町懇等でですね、同様の説明がされてます。資料によると、施設整備とその必要性は、必要性が訴えられ、具体的な施設計画に続いて初期に進める商業施設と多機能センターの国の補助予定の内容もこれには記されている、記載されている。設計費の事も書かれているし、建設費にこれだけの補助を当てにしてますよという事もこれには当然記載されています。議会の説明も当然ずっと戦略交付金ありきの説明でありました。特に多機能型総合センターの1期工事2期工事のつながりを考えた時、この施設は本当に切っても切り離せないものでありまして、屋根で繋がってもわかるような気がします。ただ単にですね、交付金が出なくなったよという感じには僕はどうも受け取れないんですよ。まあ現実なんですけれども、道新によると1億4,300万とありましたが、過疎債の交付税参入を勘案しても多額の町単費の持ち出しが増えたという事は、ちょっと残念な気持ちでいっぱいあります。町民の皆様の中にはですね、夕張の様になるんではないかと心配してくれる人もいます。これ非常にありがたい話だと思います。27年度末で基金は32億3千万、地方債残高が28億8千万と健全な財政運営を図っている我が町であります。町長はこの町民の想いをですね、実直に受け止めなければいけないという風に思います。そこで通告書どおりに1番から4番まで質問に入りたいと思いますが、まずですね、地域戦略交付金を過剰にあてにしたのではないかとこの質問であります。確かに地域再生計画というのがどっちかと言ったらハード事業ありきなのかなというイメージであります。まあ地方創生私も全部勉強してる訳じゃないですけども、去年ちょっと色々勉強した中では、これはきつとソフト事業に振れていくのかなという部分も予想できなかったわけではないと思うんですけども、町長はその辺感じていたのかどうなのかっていうのがまず1番の一点目ですね。まあそれにしても1年でなくなるなんて僕も思ってませんでした

けども、当然あのスタジオLさんというコンサル会社が入ってですね、色々ご指導があったんですけども、スタジオLさんからもこの交付金を狙いなさいという風なアドバイスがあったのかどうか。それが故にちょっと地域戦略交付金を過剰にあてにしたのではないのでしょうかという様な質問を第一点目にしたいという風に思います。

二つ目。1億円を超える穴埋めをどのように努力するのかという事で、穴埋めという言い方がちょっと適切かどうかはわかりませんが、議員もそうですし、まあ議員と言うか私だけかもしれませんが、私もそうですし、町民の皆様もそうだと思うけども、本当にあの道新さんの記事を読む限りではですね、1億4,300万穴が空いたような気分では私はいま。特にですね、1期工事分は過疎債だけでなく、介護サービス事業債、デイサービスの部分をですね、介護サービス事業債っていうのを、半分充てなければ過疎債を起こせませんので、これはですね、過疎債は交付税算入がありますが、介護サービス事業債と言うのは交付税算入がない地方債です。ですからこれを勘案して1億4,300万でしょうけども、我々ですねまだまだやりたい事もあるし、必要な施設もこの後待ってる訳であります。町長どの様にこの穴が空いたという言い方本当にちょっと失礼なんですけども、あとちょっと他に適当な言葉が見当たらなかったものですから、あえてこういう風に書かせていただきましたけども、これらをどうお考えかとそしてどのように努力していくのかという事を二つ目にお伺いしたいという風に思います。

それと三つ目であります。コンパクトエコタウンの走りの計画がですね、まあ内閣府、国でモデルケースに指定された訳であります。スタジオLさんとのお付き合いはその以前からあったのか、この後からになったのか私わかりませんが、もし差しさわりのなければ、教えていただければなと思いますけども、今の段階でこの日の平成26年にモデルケースに指定されたよという風に、町長本当にあの時にここにこしながら満面の笑みで我々の前で言ってくれたと思うんですけども、今の時点で今後モデルケースに指定されたっていうメリットが予想されるのか、何か残ってるのかというのを三つ目にお伺いしたいという風に思います。

四点目です。最初にも途中でも言いましたとおりに、町民の皆様の中にはですね、本当に財政波状起こさないだろうか。沼田の健全財政で運営してきた沼田町は大丈夫なんだろうかっていう風に心配されている人がいっぱいいますし、私のところにもそういう風に大丈夫なのっていう風に聞いてくる町民の方もいらっしゃいます。今後、例えば高齢者の高齢者ホームとかそれから特養のサテライトとかまあ色々ほしいものがあるし、やっていかなきゃならない事はあるんです。それが、その必要性を謳ったのがコンパクトエコタウン構想なんですけども、これを今後60数億なんですけども、全部できないにしても一個ずつ理想に近づけるように2015年ま

で僕たちは頑張っていかなきゃいけないんです。2025年か、2025年まで頑張っていかなきゃいけないんですよ。10年後まで。あと9年後ですか。それを推進するにあたって、町長今後どのようにですね、まあ財源はと言われると効果的な補助金を狙いながらその都度っていう風にきつと応えられるのかなと思いますけども、どのような気概で進められていくのかを四番目にお聞きしたいという風に思います。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。色々と御心配かけております私共も本当にあの今回の制度の変更については、憂慮しているところでございます。まああの結果的にはそうになりましたけども、まあ前にもお話ししました様にですね、今後のまちづくりにおいては、今の商業施設とこの多機能センターとって私共のまちづくりの基本となるものですから、きちっとやっぱりやっていかなきゃいけないと。まあその後の計画もありますので、これはあの今私共の財政状況は決して悪い方ではございません。基金もそれから起債もですね、起債も減りつつあるし、基金も去年よりは増えているはずですよ。まあそういった状況の中でございますので、結果としては私共は今後の財政運営については、今の様な状況を堅持する中でですね、将来的な負担がないようにやるっていうのは、前からお話ししている事でございますので、これはきちっと今後も堅持していきたいという事で、これも今後国がどういう制度を設けるなり、それから私共どういう事業をやるかまあこれがその辺のまだ道筋がきつとまだ出てませんから、なんとも言えませんけども、これについてはきちっと守っていくっていうのはまず基本だという風にご理解いただければと思っています。まあ今回の事件に関しては、まあ1期2期については今話した様にですね、建設に大きなまあ時間を要することから、2回に分けたという事は御存知だと思いますし、28年度のこの地域再生戦略交付金があるとすれば、まあある予定で我々も進んでましたので、こういう形でなるっていうのは私共も想定はして、そのまあ変わる前後についても内閣府に色々と確認はして、色々と作業はしてました。まあその中で、ああいう状況になってしまったのは、まあ私共も残念だっていうのは議員も同じだと思います。そういった中で、国が地方版総合戦略の本格的な推進においてですね、地方創生推進交付金を創設してこの財源のところに1千億を財源として今地域再生の事業を国も展開してるという状況でございます。その地方創生推進交付金はソフト中心で今回そういう形で、まあきちっとやっぱりそこが出てきたと。まあハードが主と思われることについては50%のハード事業、50%になった場合には、交付しないという事でこれは私共も想定しなかったというか、ここまでの事になるとは私も思ってもみませんでした。まあそういった中で、この推進交付金の採択要件としてですね、自立性・官民協働・地域間連携・政策間連携4つの条件が合致してい

ることが必要であり、あともういった条件でこれが交付されるという事でございましてですね、まあやもなく今の現状としてはこの推進交付金を申請することについては今断念をしてですね、過疎債を中心とした起債を充当することで今回、これを事業を行っていききたいというのは一般行政報告にも書いてあるとおりでございます。そういった中でですね、まあ一つ目でございますけども、当初よりこの3事業についてはですね、どこの省庁にも補助金のメニューがないという事で、これがなければ当然単独事業で実施しなきゃいけない事業。そこをモデルケースに申請認定され、それがあって地域再生計画を申請して認定されたという事でこれをそう考えればこの順番としては、このモデルケースの認定については大きな力だったという風に私も今思ってますし、再生計画っていう難しい計画を申請する中で、認定されて、地域再生戦略交付金が決定を受けたっていうのもやっぱりこの流れの中で言えば私共としては当然この利に頼るっていう事が、これでいくっていうのは当然だったという風に思います。ですからまあ国の補助制度がなかった段階でこの交付金の事業採択がやっぱり今当時としては最良な手段だったと。これ以外の道は後は単独事業しかあり得なかったという事は間違いないという風に思ってます。まあそういった段階で、あてにまあ過剰って言う議員の表現ですけども、私共としてはまあ当然財源がなかった、まあ補助事業が、補助の該当メニューがなかった訳ですから、これに頼ったというか、これでいくっていうのは私は過剰と言う風には考えておりませんし、今でもこの方法については、現時点ではよかったと私は判断をしているところでございます。

二つ目でございますけども、これは穴埋めっていう言葉私も気になっているんですけども、まあ今後この過疎債の申請を行いましてですね、今年度においてこれ交付税算入が行われますので、交付税算入それから国や道に働いて交付税や特別交付税の上乗せっていう熱い支援をやっぱり今後いただく様な形で要請をしていきたいと、説明していきたいという風に考えています。こういった我々の事情も道や国はやっぱり理解してますので、そこを何とかもう一歩押し出してですね、この辺の特別交付税の厚い支援を今後とも働きかけていきたいという風に考えております。

それからモデルケースに向けた現時点での今後のメリットでございますけども、このモデルケースそれから再生計画についてはまだ生きておりますので、今月末にもそのモデルケースのコンサルティングが東京で開催されます。国は何らかの方法でこのモデル事業を達成しようという考えをまだ持ってますので、それを契機に私共の事業をまだ色んなところでアピールできるチャンスは沢山あるかなという風に思ってますし、各省庁それから内閣府とのパイプを十分に持っておりますので、その辺は今後とも既存の補助事業も含めた中でですね、今後の計画推進に大きなメリットあるという風に考えてございます。ですから、そういった中で今後とも各省庁

に働きかけてですね、この事業、まあ主に厚生労働省になると思いますけども、国や道に働きかけてですね、この新たなまた事業に関するメニューの創設なり、私共の事業に合う基金の運用なんかも色々とアピールしていきたいという風に考えているところでございます。

それから最後ですけども、これらについてですね、以後の計画についてどう進めていくかですけども、このモデルケース、再生計画を中心にですね、何とか国の補助事業を活用しながら、まあ財政状況見ながら進めていってですね、一步一步確実に今年度に負担が大きくなるような事を配慮しながら尚且つまた今後大きな大型施設は今のところこの中ではありませんので、商業施設がこれで目途が立てばですね、あとは状況を見ながら実施、それから民間の資本を活用するとか、色んな方法も使いながらこの事業を推進していきたいという形で考えておりましたですね、心配される様な事が起きない様な事業展開をしていきたいと考えてます。

○1番（高田勲議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、高田議員。

○1番（高田勲議員）今きつと傍聴の方もね、聞いてらしたと思うんですけども、町長決して財政状況、どうなってもいいとは思ってるのは誰もいないと思うんですけど、今の財政状況を堅持していきたいという話が今ありました。当然ですね、5億あまりもの起債すると、その分どっかで頑張って繰上償還する手もあるんでしょうけどもね、中々償還が始まるとまあ9年、10年の間はですね、きっと公債費比率も今よりはきつと上がってくるのかな。まあ空知の中でも町村の中ではですね、本当に1番2番を競う様なまあいい指標を抱えてる我が町ですので、本当そのレベルはですね、ある程度維持していってもらわなきゃ困るというのが、まあ議員もみんな同じ気持ちでいるんだなという風に思います。ところでですね、スタジオLなんですけれども、まあ多分平成26年・平成27年って2年付き合ったのかなっていう風に思います。まあ残念ながら28年は契約が切れてますので、そこに発注している仕事も今はありません。戦略交付金を狙いましょうよというのは、スタジオLからの提案であったのか、それともうちの町が独自にこの交付金を狙おうという事でスタジオLに相談を持ちかけたという事かという事をまず聞きたいのと、あとはですね、国や道に3つ目の質問の中にアピールを続けていきたいという話なんですけども、モデルケース自体はまだ生きてるという事ですので、その辺はねまあさっき厚労省系になるんでないかなっていう話がありましたけども、厚労省に限らずですね、色んな所です、色んな所です、色んな所です、コンパクトエコタウンはね、厚労省だけの話ではございませんので、色んな省庁です、色んな省庁です、色んな省庁です、やっぱり色んな所をアピールしていただきたいなっていうのが、これはあのお願いになっちゃいましたけども、最初のあのスタジオLの件だけご回答いただけますか。

○町長（金平嘉則町長）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）向こうからたまたまその同時並行してましたので、内閣府の方から今後この再生計画まあモデルケースの後どういう支援があるかっていうのをその時は具体的な支援策についてはモデルケース出てませんでした。その後例のその地方創生の話が出てくる段階において、国はその地方創生の前の段階で27年度についてですね、戦略交付金の制度を設けたと。26年度補正と27年度補正で設けたと。その時期がたまたま並行してあっただけでございまして、これは内閣府からもこういった制度が出てくるっていうのは私共も承知してましたし、そういう形で申請させていただきました。はい。

○1番（高田勲議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、高田議員。

○1番（高田勲議員）非常にですね、スタジオLっていう会社、僕も全然知らなかったんですけども、まあ色々と見てみますとこちらの方面に長けてる会社でございまして、あちこちで色々な事をやられている、計画を作られている実績がある。成果が上がっているかどうかはまた別問題でありまして、立派な計画をあちこちで作られている様であります。今思うとですね、なんか乗っかっちゃったなっていう感じでなんですけども、まあそれにしても結果的に町長最初仰った様に、あの時点ではこれしかなかったとっていうのもこれは本当だと思うんですけどもね、スタジオLが残したもの。我が町に。残したものって、例えばワークショップとかやってますけども、確かに非常にトップダウンでなくてボトムアップの政策を考えるときにはですね、非常に必要なことだと思うんですけども、金平町長教育委員会の時代からそういうの大得意でしたよね。スタジオLの力借りなくてもできたんじゃないかと思うんですけども、その辺最後の質問ですけどもいかがですか。スタジオLにやられたなっていう感じじゃないですか。

○町長（金平嘉則町長）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）あの私共スタッフも限られた人数の中で色々な情報を集める時、やっぱりそれなりのノウハウと何て言うんですか、その色々な資産なり各省庁とのつながりある人がいるっていうのと、いないとではやっぱり違います。まあ私共のスタッフも優秀でございまして。私はそんなに昔は得意な方ではありませんけども、やっぱりそういう意味ではその色々な考え方なり進め方については、我々は貴重なアドバイスを受けたと思いますし、なければまあ色々な省庁の情報も入ってきましたから、これがあるとないとは私はあの進行状況については大きく違ったなという風に思ってますし、今後も色々な形で今までの資産をですね受け継いだ中

で今後の町づくりに寄与していきたい。まあそれで終りではありませんから、今蓄積された色んな結果についてもやっぱり私共は、今後の町づくりに生かせるものだという風に私は思っております。

○1番（高田勲議員）はい、終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。次に議席5番、久保議員。厚生病院が「町立」になった町民メリットは、具体的に何かを質問してください。

○5番（久保元宏議員）はい、議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、久保議員。

○5番（久保元宏議員）5番、久保です。沼田町も開基122年。この間、色んな病院がございました。カワセ病院・近藤医院さん・中村病院さん、色んなお医者さんにお世話になりましたし、色んな看護師さん、色んな事務長さんにお世話になりました。そんな沼田町がいよいよこの4月から沼田町独自で町立病院を持つことになりました。町立病院を持つということは、まあ町立の鉄道を持つとか、町立の高校を持つぐらいのそれぐらいの大きな事業だったと思います。まあその事に関して、成し遂げられて、まさに推進されている町長以下皆さんには、まずは敬意を表したいと思います。その上で、質問の件名、厚生病院が「町立」になった町民メリットは、具体的に何かということをお聞きさせていただきます。先ほどの高田議員からの質問にもありましたが、町立になった一方で政府の最高機関である内閣府からお墨付きであった入る予定、総設計費・第1期工事費・第2期工事費の内の全部の設計費と第1期の工事費はある程度国から助成をいただけることになりましたが、約束してた2期目の工事費、2億数千万が、国が作った申請要綱が変わったという様な理由で出なくなった。この分を沼田町は一般財源・過疎債若しくは企業型ふるさと納税で埋めてくという様な計画をされているようですが、当初説明を伺ったところは、ランニングコストは国から出ないので、工事費の方は国の力をある程度借りて、ランニングコストは町でやるというそういう様な財政計画をしたと思うんですが、この部分も工事費が私共沼田町民の財源から出ていく事になれば、町民の為の町立病院なのに逆に町立だからこそ赤字にできないということで、町民サービスが委縮してしまうことになるのではないかと。これが一つ目の質問です。

そして二つ目の質問ですが、この申請要綱は国が変えたという事、先ほど町長は回答の中で地域間連携その他が賄えなくなったので、その分沼田町としては首を縦に振ることができなかつたので、いただけなくなりましたと仰ってましたが、地方創生の深化、質問通告書にも書いてありますが、地方創生の深く化ける深化ですね。その地方創生の深化というのを、まあ傍聴している方もインターネットで検索すれば出てくるんで、見ていただければわかると思うんですが、八つの事例が国の方で申請出てます。この額は述べませんが、ざっくり言えば国際化・高度化・移住定住・

コンパクト化・地場産品市場の拡大・人材・町内の労働の連携・交通のネットワーク。このような事を今回の申請変更、このような事をやってる市町村若しくは都道府県には手厚く補助金は出すけれど、今回それにそぐわないところには、残念ながら諦めていただきたいという様なことだと理解しております。この事を沼田町は満たしてないのであれば、今後この八つを沼田町はどうするのか。むしろ私はこの移住定住とかコンパクト化とか交通ネットワークなどは、今回の案件の中で同時進行で計画することだと思うんですが、これが不意に落とされたという事に対して、どのようにお考えなのか。そしてこれをどのように展開するのか。これが私の二つ目の質問でございます。

三つ目は、となると町長は、沼田町の申請要綱は先ほど述べた様な国が求めているソフト重視ではないから、約束された2期目の工事費2億数千万が出なくなったと説明されますが、という事であればまあ厚生病院が町立になり、そこに色々な介護施設その他が加わる。このような我々の計画と言うのは、町民メリットはソフトではないのかと、ここに国のソフト事業にお金を出せないというところの整合性が保たれないので、そこに対しての説明を頂戴したいと思います。

最後四つ目ですが、それでは厚生連ではなくて、病院が我々沼田町民のものになったからこそ可能な具体的なアイデアを示していただきたいと思います。例えば、まあ週一回病院を休診していただいて、午後から晩御飯の休み時間抜いた後にお勤めしてる方もゆっくり夜間治療していただける様な日を、まあ町民の希望する曜日で組み合わせる事が可能なのかとか、沼田町が他に持っている財産であるパークゴルフ場とかプールや体育館などの町営の健康施設との連携などを考えてらっしゃるのかとか、和風園祭りの様な町民を巻き込んだ恒例行事を町立の病院だからこそできる様な事はないのかと。まああとは、例えば教育委員長や教育長にも考えていただきたいんですが、医学部を受験したいような生徒、子供さんたちに教育を地域枠受験の制度とか町立病院との組み合わせでその希望が叶うようなことを環境づくりを教育の場でもできるのではないかと。これらの町立だからこそ町立病院、町立クリニックのメリットを具体的にお示ししていただきたいと思います。

以上、四つの質問をまあ申し上げましたが、ご当地医療への町民への参加意識を高めて、そして現場で働く方々のモチベーションが上がる、財源を赤字補填だけに使わない予算の執行を期待して、以上四つの質問を申し上げます。

○町長（金平嘉則町長）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）まずあの町民サービスが委縮しないかという質問でございます。これはあのこの大きく影響を与えない様な、まあ全体でございますけども事業はちゃんとやっていきたいなと思っておりますので、それは心がけていきたいという

風に思ってます。二番ですけれども、深化っていう話ございました。まああの議員ちょっと確認でございますけど、これ議員が仰った八つがですね、全てを満たしていないから交付金が落とされたという質問でございますけども、これはそうではありませんので、それはあくまでもこの事例でございますね、こういった先駆的な事例がたまたま国から示されたっていう事でございます。この八つはですね。ですから問題なのはさっき言ったその地域間連携とかさっき高田議員の時に説明しましたあの四つですね。あの四つがまず基本なんです。八つじゃなくて。ですから、この八つを私共も今コンパクト化とか移住定住、私共取り組んでいることでございますから、これはこれとして我々としてはこの総合戦略に乗っけてやっていますので、ですからそういうことでまずご理解ください。ですから、八つと四つは違いますので、基本的には四つの事が今回の交付要件の第一番の採用の要件でございます。いいでしょうか、はい。それで、このソフト中心になったっていう事でございますから、まあ私共としてはそのこの病院につきましてもハードができた後やっぱりソフトが議員も仰るソフトがきちっと充実して運営されていかなければまあ赤字についてはやっぱり膨らむばかりだという風に認識しておりますので、まあこれは前にもお話ししましたが、この病院との施設につきましても、地域包括とか子育て支援とかですね、色んな面で今後の町民の色んなサービスが向上することがやっぱり一番の狙いとしておりますので、まあそういった意味からですね、私共としてはまあソフトを議員の仰るようにソフトをきちっと作った中でこの施設を運営していきたいというのは、私も同じ考えでございます。ですからそういった意味でですね、議員が仰ってますこの夜間診療とかパークゴルフ場、町民との連携それから和風園祭りの様な町民巻き込んだ恒例行事とかっていう形で私共は今どうやってあそこを町民の皆さんに使っていただこうかというのは、一応計画を立ててこの間お示した資料の裏側にも色々出て示しております。まあ例示は示してはありますが、具体的にどう展開するかについては今そのオープンに向かってですね、今具体的な展開を今検討しているところでございます。ですから、まあ例えば和風園祭りの様な町民も含んだ恒例行事、まあ当然こういうのもやっぱり必要かなという風に思ってますし、具体的にどうするかっていう事については今後の役場内それから関係の団体とを巻き込んだ中でですね、あの施設がこれからできる施設がですね、有意義に使われる様なソフト中心の事業を行っていきたくて。そういう事を行えばまた色んな国の事業もソフト事業の展開も見えてくるのかなという風に考えているところでございますので、まあその辺はまた今後皆さん、議員のアイデアいただきながら、具体的な内容については今後進めていきたいなと考えてます。

○5番（久保元宏議員）議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、久保議員。

○5番（久保元宏議員）四つの事例と八つの事例が違ふと仰いましたけれど、四つと八つっていうのは、全く違ふんじゃないくて四つの変更した事に対して、八つの事業例をまあ国が示したと。これは僕の中でも国の中ではつながってることだと思います。例えば、地域間連携という事をまあ沼田町ができなかったと町長は説明しましたけれど、その地域間連携に関してはこの八つの事例の中に落とし込みがあると。この中の事をきちんと精査しなかったからこそもしかしたら今回沼田町は申請要綱に落選してしまったんじゃないかと。そんな危惧もします。たまたま手元にあったんですけれど、2年前の2014年6月の町長の一般行政報告で町長が2年前の6月に医療や福祉、健康について勉強して話し合うところから始めたいと、町民から意見があったので、町民が学び話し合う場としてこれから塾を4回改〜するとか、まあ色々準備をされてその後、旭川の医科大学の方とか長野県の方とかまあ色々富山県の方ですとか、色々呼ばれて私もあの一緒に勉強しましたし、今現在厚生クリニックであったまーるで鳥本先生を荒川君や渡辺正人くんとやってる姿も拝見させてもらってますけれど、これなどは正しくその地域間連携、沼田町外の所と連携してある時のあの町外の色々な方がわざわざ買いにきていただきました。その事に対して今度この八つの事業例の落とし込みの方で高度化とか人材の確保とかあと地域ぐるみの働き方とか更には交流による移住定住と。そのような落とし込みになってくこと。これは全く四つと八つっていうのはこう全く違ふものじゃなくてこう連動してる、連携していることだと思うんです。その四つの事を町長ができなかったと言えばその四つの事を一つ一つどのようにできなかったっていう事を具体的にこの場で説明していただきたいと思います。

○町長（金平嘉則町長）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）この四つにあと付随してK P I というのがありますので、それぞれ細かい事は別としてですね、それぞれ自立性・官民協働・地域間連携・政策間連携という形でですね、まあ複雑に絡み合ってるので、これあのそう単純にですねこれを進めることは、あの事前の私共のヒアリングの中でも色々と説明しましたが、地方創生の担当の方の考えるソフト、まあレベルが高すぎて私共何とかクリアできないっていうのが状況です。ですから、実際我々八つの色々な事業も中にはやってるのもありますけども、まあそれではそのK P I が達成できないっていう向こうの判断でございますので、これはあの遺憾としてもやっぱり申請の壁が破れなかったっていうのが事実です。

○5番（久保元宏議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、久保議員。

○5番（久保元宏議員）まあお話を伺ってたらあの日本版C C R C っていうことを

思い出したんですけど、課長たちは御存知だと思いますけど、コンティニューケアーリタイアメントコミュニティでしたっけ。リタイアした人たちが持続的にケア、介護できる様な地域連携を作りましょうという事が、今回の地方創生のCCRCの一つの核となっております。正しく今回コンパクトタウンでクリニックと介護施設を共同でやるっていうのがこのCCRCを具体化しようという事でございますし、これは正しくソフトど真ん中でありまして、国が示してる事ですし、このKPIに対して自信がない、国が駄目だと言ったのであれば二つお伺いしたいんですが、当初内閣府がある程度約束をいただいて出そうと思ったのが、どのタイミングで修正、申請要綱を修正してその時からどのような対策を沼田町はしたのか。ただ指をくわえてただけなのか、その国が申請を変えた段階でその雰囲気事前にキャッチしてついていって努力して町民の為になる2億数千万を獲得しようという様な汗をかかれたのかというのがどのタイミングでどのようにさえたかっていう事が一つです。もう一つは、ソフト事業をやろうとしているのに、ソフト事業じゃなければお金を払わないと言う様な国の体制に対して、町長はソフト事業を諦めたのではなくて、ソフト事業に対してこの箱物を使うと言う様な事の決意と事業に対する提案を最後頂戴したいと思います。以上、二つです。

○町長（金平嘉則町長）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）CCRC我々も計画の中にはそれを入れて当然全体契約の中には入ってます。まあそういった事も含めてこの施設ができる事によって、移住定住にもつながるだろうという形で計画の中には当然入れておりますし、総合戦略の中にも入っています。ですからそういった状況の中で、私共としては何とかこの事を含めてですね、色んな事業が展開できる、今後ですよ、新たに今後色んな連携ができるんだなという感触をもっております。ですからそういった中でですね、私共としては制度が変わりそうな時も前段で担当の内閣府の担当官とかそれからまち・ひと・しごとの統括官にもあってですね、私共の状況を十分に説明してまして、状況については話をして、何とかこの申請を変えられないかっていうか、そのできないかっていう話も何とかさせていただいてます。なにも指をくわえて待ってたわけではございませんので、それは私共できることについての努力はさせていただいております。最終的にまだ至ってませんが、まだ何とか道はないかなっていう風に思ってるところでございますけども、現状としては厳しいのは間違いございません。ですから、過疎債の申請の時期もありますので、これにおいてその作業に入りたいという事で、今なんとか他の面も含めてですね、事業がこれによって他の事業も呼び込むような事ができないかなっていう事も一つの私共もこれをばねにしてですね、いきいたいなという風に考えているところでございます。

○議長（渡邊敏昭議長）町長、修正タイミングというのは。変更を受けた修正のタイミングはどうなんだっていう質問があった。

○町長（金平嘉則町長）今年の春からというかそういう話がありましたので、新しい要綱が出る段階についてその辺についてですね、4月・5月の段階でそれを色々私共も作戦の変更をこの提案するぎりぎりまで行っておりました。

○議長（渡邊敏昭議長）久保議員、それでよろしいですか。

○5番（久保元宏議員）急に起こったということですよ。はいわかりました。期待しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（渡邊敏昭議長）以上で、久保議員の質問を終わります。次に議席8番、杉本議員。農業者の社会保障と後継者へのスムーズな継承対策の充実を質問してください。

○8番（杉本邦雄議員）8番、杉本です。質問は提出したとおりでありまして、農業者の社会保障と後継者へのスムーズな継承対策の充実という事で、前回は農業者の支援について質問した経過があります。そこで沼田町は全国或いは全道的にもね、水田を中心に面積が1番という様なぐらい広く耕作されております。そういう中で、個別完結型農業の確立という事で前回はお話しました。その中で、私はあの農業者がね、社会保障を通して後継者にスムーズにこう農地あるいは経営が移譲できるようにということを既に早くから考えておりました。そういう事を考えるときに、目標とするのはね、例えば法人であれば社会保障法人の中で協議してそして経費が半分参入されますね。農業者の我々は所得上がったら所得控除なんですよ。農業法人の場合はもう優位にその制度ができていますね。経費から引けるから。残った分の半分は自分の農業者と同じように所得控除なるんですね。そういったぐらにして、退職金も色んなあの雇用の方も或いは年金もね、法人を通してしっかりとこうスムーズに計画を立ててやっておられると。私の考え方はそれに負けないぐらいの個別完結型全国一の農業ですから、それに負けないぐらいの社会保障がされてもいいのではないかと、このように考えて質問をしております。ここに書いてあるのは平成7年からの食糧庫に変わった時点の農業者の責任、或いは平成7年からは小規模共済法、平成12年からは新農業者年金法、農業法人法に変わりました。こういったことで農業者は自らねどんな形態にあるかと、自分で責任をもってやってくと、その中に社会保障も組み込まれているという事ですね。今年金受給の男女差の問題が現況、夫が亡くなってからの生活時の問題が沢山出ております。沼田の農業者のおかげさまでね、農協の先代の組合長なり職員が頑張ってくれて、そして組勘が赤字でもね農業者年金或いは国民年金払ってくれたんですね。ですから農業やってた方は、年金からこぼれてる方は少ないと思います。ところが中小企業であれば全国的に報道されておりますけども、年金は30%の中に無年金やら小額

年金でやむを得ないから生活保護に移ると。そういう悲しい状況にもなっております。今までの農業者は戸主ね、戸主は国民年金と農業者年金もらえます。ですから120～130万もらえるんですよ。それと奥さんが80万で200万ぐらいで何とか生活できるんですよ。ところが旦那が亡くなった途端に奥さんは80万から介護保険それから高齢者保険を引かれると月5万ぐらいにしかならないんですよ。まあ今までの人ね。そこで、そんな事にならない様にやっぱり国がいたる農業団体或いは農業委員会が考えてね、そしてその分がそういう事にならない様に新農業者年金法では男女ともかけれますよと。そういう事でそういう風にならない様に対策しましょうと出てきたのが平成12年からなんですよ。だから農業委員会もそういう事考えて既にやっておると思いますが、男女間の比率、奨励指導はどのようにされてきたかまずお伺いをしたいと思います。それから下の口についてはね、これは退職金とかもう一つは積み立てた額を借りるんですよ。積み立てといて借りて、それを農地を増やしたとか建物を建てた時に使えるような仕組みなんですよ。経営移譲が終わった時には退職金としてもらえるんですよ。私もおかげ様でかけておりましたから62歳の時経営移譲した時に、年金をいただきました。そういう風にね、やっぱり組織を挙げてこれからやっていかなければ、せつかくこう9次の農振計画を立てて、日本一だという農業をね、しっかりと支えていく、支えていくっていうかやめた方も或いは後継者もお父さんの小遣いやお母さんの小遣い心配しなくても何とかやれると。そういう仕組みをね、作って行っていかなきゃいけないんでないかという事で、9次の計画には大々的に取り上げてね、やっていただきたいと。ただ、人によってはね、赤字なのにそんなの払えないぞという人もおります。けども、月1万から7万までの選択あります。だから1万であれば年間12万ですよ。まあそういう風にして少しずつかけるなり、或いは所得に余裕がある方は7万ずつ84万かけて、12～13年経てば1千万ぐらいなりますし、20年かければこれは夢の話かもしれませんが、そんな事もすればね、やっぱり農業法人でやめた方と個別の農家のやめた方の話がね、年取ってから失敗したなという事になっては困りますので、そういった指導を町長はね、農業関係団体への働きかけをしっかりとやってほしいと。それから農業委員長には、こういった指導をね、農業委員会を通してしっかりとやってほしいという事で、お二方のご意見を聞きたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、まず町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。後段のイ・ロについては農業委員会の山岡会長からお話がございますので、全般的な答弁をさせていただきたいと思います。農業を基盤とする町でございますから、この辺の問題に関しては農業後継者対策も含めてですねきちっとした安心して農業ができる体制を作るっていうのが一番基本だと思いますので、そういう意味では制度は別としてもやっぱりその辺を私共は関係機関と

連携を取ながらやっていくっていうのはまず基本かなという風に思っています。まあそういう意味で、この後継者や新規就農対策もきちっとやっていきたいと思えますし、先般JAグループで北海道からですね、農業に担い手の育成に向けた支援プログラムを発表されたところでございます。ですから今後新農業参入者が結びつく色々なことをやってですね、何としても儲かる沼田農業を打ち出していきたいという考え方で検討します第9次農業振興計画ですね、まあ農業者の皆さんの意見やそれからアンケート含めてですね、色々な方の意見も含めてこれに反映していきたいという考えでございます。そういった意味でですね、議員が仰る社会保障の自立、これは本当に安心して農業終わった後の老後の事を含めてですね、これがやっぱり保障されてないと中々大変かなという風に気がしておりますので、この辺についても私共は農業関係団体にきちっと働きかけていきたいなという風に考えているところでございます。後段のそのイ・ロにつきましては、農業委員会の山岡会長から答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、山岡会長。

○農業委員長（山岡禎弘会長）はい。それでは私の方からまあ若干新しい農業者年金の内容も含めて回答させていただきます。まずあの元々あった古い農業者年金については、いわゆる国民年金と同じような考え方でいわゆる今いる人方が年金の支払いやなんかに対して支える様な形だったんですけど、見事に破たんしてしましまして、杉本議員さんが12年と言ってたんですけど、実は平成14年から新しい新農業者年金という形で変わっております。旧の年金が破たんしたという事もあって、新農業者年金は積立方式という形でいわゆる自分が積んだものが将来的には返ってくるという形で、より確実な形になって非常にあの先ほどからもお話あるように、税金の控除にもなりますし、私達農業者にとっては非常に優位な年金という形で生まれ変わりました。それで、いわゆる新制度っていうのは、実は若いころの何年間は政策支援という形で国からも支援がでるような形にもなってます。ただ、金額については、それも先ほど言われてましたけれどもある程度自分の思った金額で積めると。それでいわゆる7万近くまで詰めるんですけども、やはりこれも先ほどお話があった様に農業委員会としては私達も農業者年金の役員も兼ねてますので、色々な場面で農業者にも説明会やなんかも含めてご提示してるんですけども、まあ中々やはり経営あってのこういう制度っていう形もありますので、有利とわかっていながらもいわゆる将来の為っていう形で、まあ大きな金額を積むっていうこと中々難しいというのが実際のところなのかなという風に考えております。また先ほど旦那さんが亡くなって、残った奥さんのっていうお話もあったんですけども、万が一旦那さんが亡くなった場合、残りの残額分は一時金として奥さんの方に入る様な、新農業者年金はそういう形にはなっております。農業委員会としてもこうい

う有利な農業者年金ですので、是非とも農業者に加入推進はしてるんですけど、先ほど言ったように本来農業者年金があたる年代やなんかの人に説明会とかも開いてたんですけども、最近若い人方にも加入促進っていう意味も含めて全員の農業者にFAXやなんかで周知して説明会を開いているっていう様な形は取ってますけれども、これらについては農業者年金、農協関係とも一緒に推進してますので、その点今後も農協やなんかと連携を図りながら委員会としてもこういう説明会等をまた頻繁に農業者に周知できる様な形で進めていくべきなのかなという風に考えております。それともう一点の小規模共済の関係なんですけれども、これも言ってみれば農業者年金と似たような形ではあるんですけども、さっき言われた通りこの退職金としてもらえる、またその積んだものに対してそれを担保にお金を借りることもできるっていう事で、経営にも多少こう有利な部分もあるんですけども、実際農業委員会としては、農業者年金という制度を持っていますので、この小規模共済については、特に進めてるという形は特にはとっておりません。まあ確かに農民協やなんかで農業者に対して進めているっていうのは、私達も聞いてはいたんですけども、実際にはそういうことです。ただ本当にこの小規模共済については、今言われた様に退職金制度やなんか、いわゆる農家の場合この農家をやめて後継者に譲った場合でも退職金がないっていうことでのそういう意味ではスムーズな継承ができる為にもこういう制度があるという部分では、これからも農業者に対して周知してもらおうっていうのは、これも今後について農業委員会としてもなにかある度にまたこのようなことを述べていきたいなという風に考えております。以上です。

○8番（杉本邦雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、杉本議員。

○8番（杉本邦雄議員）農業委員会の方では、比率だけ聞かせてください。それと町長の方にはね、まあお話しありましたとおり、農業委員会ではお手上げでないけどもという事で、当初ね商工会で取り上げてたんですよ。いつの時点か農協に変わったんですね。組勘も使えますから。そういう意味で農協もしっかりとね、将来の後継者にスムーズにこう継承できるようにという様な観点からね、例えば営農計画書に書く欄も作ってそしてそれを奨励してくと。そういうな事やらもう一つはね、私も農民協におっていつも感じ取ったんですけども、沼田の農業機械っていうのはいつもピカピカでものすごく大型なんですね。農業機械にかかる金はものすごいんですよ。10億とかまあ低い年で6億ですか。そんな事を考えると月の1万とか7万だったらわりと安いんじゃないかなと私は感じるんだよね。だからそんなことをね、言いながらいつもピカピカの大型の機械でなくてもね、少し修理して我慢して、そういう所に力入れたらどうだと。まあそういった指導をね、まあ答弁はいりませんけども、お願いしたいと。それと比率だけ聞かせてください。

○議長（渡邊敏昭議長）まず、先比率の方から。はい。

○農業委員会長（山岡禎弘会長）すみません。農業者年金の方なんですけれども、加入者数が128名ということで、農業者全体の人数が大体465名いる中で、男の人が27.5%ですね。女性が5.4%という事で、加入者数としては先ほど言ったように128名の内女性が25名という事で加入者数の中での%としては、約女性が20%ぐらいという形にはなっております。あと小規模共済の農業者の加入件数なんですけれども、33件という事で、現在農業者戸数が161戸なので、約20.5%っていうことですね。この中で家族での加入者っていうのが8件あります。以上です。

○8番（杉本邦雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、杉本議員。

○8番（杉本邦雄議員）この質問はこれで終わりますけども、ちょっと気になるのは、ちょっと加入者が低すぎるのかなと思いますので、農業委員会会長、法人やられてますけれどもまあそっちの方にも力入れて頑張ってください。よろしく願います。次に移っていいですか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○8番（杉本邦雄議員）農政転換期になる第9次農振計画作成に当たっての、戦略的な考え方という事で、この前段になるのがちょっとあの時間をもらってお話したいと思うんですが、まあ地方分権法っていうのが推進法が平成7年に出されました。機関委任事務が62件だったかそんな我々の時にありました。それ以後どんどん変わってきまして、変わってきてる中で権限は道から町へ、それから国から町へとどんどん権限は移ってきました。ところが財源はそれに伴ってきてないんですね。これが今までの現状なんです。そこで、今回国会で28年の5月20日、第6次一括法、地方分権一括法でどう書いてあるかという、地域の自主性及び自立性を高める改革をなさいと。これは何を言うとか言ったら自分達で考えて自分達で決断したことについては、責任を負いなさいと。前段はそういうことね。もう一つは自主性・自立性ですから、先ほどから高田議員やら久保議員が質問しておりましたけども、途中からこんな法律ができちゃって、とにかく金は出せない、簡単にはそういう事書いてあるんですよ。ですから稼ぐ力を町の人或いは官民一体で考えなさいという事をこの分権法に書いてあるんです。という事はもうこれからね、そんな補助金に頼っていけないという事ははっきりしております。これあの新聞の切り抜きですけども、各省庁が概算要求に盛り込んだ地方創生事業の予算ですね。これの一番多いのが国交省で6,305億円。全国道路と新幹線なんですよ。二番目

は厚生労働省で、地域毎創生クラブ、今やってるような仕事ですね。それから国交省で153億円、医療・商業施設・居住地などの集積を図るコンパクトシティの推進。153億ですよ。47で終わったら3億ですよ。ということは、北海道ちょっと広いと言っても5億ですよ。ということは、五つ1億ずつ配っても5億の町しか配れない。ですから、来るわけがないんですよ。そういう事はもうきちっと新聞に示されてるんだよね。あの地方分権とか全部ね。ですから先ほどから高田議員から久保議員が質問しとる様に、やっぱり町の取り組みは甘かったと言わざるを得ない。そこで考えられるのがね、農業も基幹産業ですから稼ぐ力持ってるんですよ。その稼ぐ力を活かさなきゃいけないというのが私の質問です。今までどおり国に頼って補助金やら色々お願いはしたいよ。まあ町長答弁されたように一生懸命やりますと。まあそれは当然やってもらわなきゃいかん。ところがもう一方、車の両輪という事で、官と民が一体となってね、この町を盛り上げていかなきゃいけないんですよ。そうする時に、どうしたらいいかという事を考えなきゃいけないのは、特に農業は基幹産業ですから、この転換期にあたる第9次農業振興計画にはそういった戦略をきちっと持って、そして農協とかね農家の人達、もちろん町の皆さんも町民一体となってね頑張っていかなきゃいけないと。まああの2年前ですか、3年前だったか中村議員がね、ふるさと納税の提案をされましたよね。ああいう提案をどんどん持ってきてそれをまた充実させると。そういう事をしていかなければいけないんですね。それには米戦略、将来転作廃止後、これはあの本当に自民党民生副会長、小泉信二郎。ダイヤモンドのこれ週刊誌ですけど2月6日発売、まあ皆さんも関心持っていっとると思います。私も買ってみました。なんて書いてあるかいたらもう転作廃止・補助金カット。30年過ぎましたら、直接所得補償これも切るよと。それから農協改革。農協もね農家の手数料だけ取って甘じているでは許さんぞと。きちっとやれと。それから海外農産物販売、1兆円。去年の数字で7,500億でしたか、ちょっと早く1兆円に近付いたぞという様な報告がありますが、その中身がね、加工品なんですよ。農業製品でないんですよ。ですからね、まだまだその取り組みは甘いぞというのが小泉進次郎の農政部会長の会長で、自民党が今こんだけ権限持ってるからそのとおりにやると思います。それに負けないだけ、我々も考えていかないと太刀打ちができないというのがもうこの現状ですね。そうするか今都庁の長が今ちょっとこけましたから、もっとしたらこけるかもしれないけども、中々2/3以上をね、国会議員参議院でもう占めたいというぐらいのもう勢力ですから中々我々の思いのとおりはいかないと思います。まあいかないと言うよりも国の財政関係考えるとすると無理なところもあるわね。まあそんなことで、やっぱりあの我々は自立する様な考え方で、車の両輪で企業の方もね、前に話したハスコムの話もあります。やっぱり補助金ばかりの企業でなくてね、そうでなくて自分たちの企業と

町や皆さん方の応援を得てね、そして建物はこれからコンパクトシティの中で高齢者住宅とかね、ケアハウスとかね、そういう物は建てていくから町から応援してくださいという様なシステムであれば予算が見れるんですね。そういう様な流れに変えていかなきゃいけないと。という様な事はこの前段に私話してありますけども、その認識を持ってね、どんな町・農協、それから海外販売した研修の意見、これらがどんな風を集約されてるか。ということはそういった流れに沿っているのかね、町長の今日の報告でいけばアンケート取って町民の意見を聞いてだって言ってるけども、農民の方はそこまで情報が知らされていないと思うんだよね。その情報を知らずのはやっぱり町であり、或いは各団体、農業委員会や農民協やら色んなところでそういう情報を与えて農家の人刺激してやらないと中々そんな気持ちにならないんですね。ですからそういった考え方でいく時に、今の段階で農協や町～研修の意見がどうされてるかという事を言っている。それから二つ目にはふるさと納税返礼米として、精米がね、農協や町業者で対応できない状況が出てきてるんですね。一番特徴的なのは、隣町が昨年暮れになってどんどんどんどんふるさと納税が来たところ。ところが精米する場所が沼田の業者に頼んでも駄目なんで滝川持って行ってやったそうです。それだけでふるさと納税の米の場合はね、どうしても新米取れてから集中するんですよ。ですからその時に対応できないっていうことは間に合わないっていうことね。ずっと遅れて3月にそれを上げるよと。そんな長い事しておいたらあの町はもうやめたなんていう事になるかもしれませんからね、やっぱり打てば響くって言うかね。とにかく来たらすぐぱつとあげると。美味しい米だということになってくれないと、尊重する権利に勝てる様なその対応ができてないと駄目なんですよ。今回も沼田で160トンですか。2,666俵だかになると思うんだが、それらのね集中してきた時に、対応できるのかどうかさ。他の町もそんな状況だから。精米工場もアップアップなんです。だからそれに先行してね、更にその取り組みを深めると。だからね企業版のふるさと納税。例えば東京でもどこでもいいですから贈答品の交際費にね、米を使ってくださいと。そういう取り組みもできますし、奈井江の様に社食用米として2,800俵がもう契約したよとこういう事例も出ておりますから、そういう取り組みをするとすぐ5千俵になったり1万俵になったりするんですよ。その分は沼田の米売れるからね、まあ試料米なんか作らんで美味しい米を作るよという取り組みもホクレンに物申せるんですよ。ホクレンもセンターからいった米を欲しくて欲しくてどもなんですよ。もう美味しいものだけがなにもまわってませんから。ただだまって精米すれば売れる訳ですから、もう欲しくて欲しくてどもなんですよ。だからもっともっと作れる要素はあると思うんですね。だからそういう精神的な取り組みをする為には、やっぱり農協と町と戦略を練って、やる気起こさないことには駄目だと思うんですね。まあ過去にもね、沼田の米が悪

いという事で、ファクトリーを作りました。これも食糧法に変わった時点ですね。その前も沼田方式とって～時に、皆さん澤田組合長の骨折りがあってね、そして取り組んできました。その前はどうかといたら、私高校卒業した年の次の年かな、36年の年に農業基本法ができて、そしてもっと近代化していこうと。そういう時に農地を広げた構造改善やりましたね。だからその時も沼田一番なんです。ずっと一番で来てるんです。だから一番だねっていうなってほしいけども、それぐらいの戦略をね、きちっと立ててほしいなというのが私の質問なのでよろしくお願い致します。

○町長（金平嘉則町長）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今、最後議員も戦略を持つっていうお話ししましたが、私も本当にそういう意味では今そういう転換期の一番大切な時かなという風に認識しております。そういった事であの30年に生産調整が廃止される訳でございますから、それぞれの為にも今からこの対応する事はやっぱり必要だなという風に思っておりますので、そういう意味では、官民まあ農協だけでなく、町内の民間の団体企業含めてですね、やっぱり沼田の農業今後どうするかっていうのはやっぱりきちっとやっぱりしていく時期かなという風に思っておりますので、この第9次の中ではですね、それをきちっと論議をして、新たな方向を見出すっていうか先進的な取り組みをしていかなきゃいけないっていう認識は持っております。そういった意味でまたご意見いただければと思います。それで一番目の質問で、現状としてはですね、今回の色選の色彩選別機ですか、申請するにあたってですね、やっぱり売れる米づくり、産地パワーの事業の中でですね、売れる米づくりっていうのはやっぱり一番の課題でしたので、これをクリアする為に今の高品質良食味米の安定生産の為に、乾燥調製体制を整えると言ったことで、それで認められて、この色選の4億5千万ですか、の事業費の1/2が決定になったという事でございますからこれらを基本にですね、沼田町としては業務用それから加工米も含めてですね、きちっとこの施設を更に充実させて他にもない米を出したいという形については、変わりございませんので、あといかにまた低コストで省力的な生産をするかっていうのはまた大きな問題だという風に思っています。これも一部直播も沼田の中では行われている状況でございますから、これらについての取り組みの成果も含めてですね、こういった方向も必要かなという風に思っております。雪中米は御存知の様に沼田ブランドとしてはもう確立されておりますけども、残念ながら米の過剰とかですね、米価の下落という事で、まあ～をした2年後の生産調整の廃止に向けてですね、生き残りをかけることはやっぱり沼田町としては先駆的にやらなきゃいけないというのは私も認識しているところでございます。そういった中で方向としては今海外にも

色々行ってますけども、そういったその欧米においてはですね、オーガニック米とか発芽玄米とかそういった需要が高まりつつありますし、無洗米とかパックのご飯とかそういったものもやはり今希望されている状況でございます。そういった状況も含めてですね、方向的にはそういった新たな取り組みも可能かなっていう形で今情報も寄せられているところでございますので、そういった事も相対的に含めてですね、第9次の沼田農業振興計画に入れていきたいという風に考えております。二番目の精米のこともやったらいいんでないかというお話してございます。私共の雪中米の販売についてですね、ふるさと納税制度に認知度がアップしているのは事実でございます、昨年度返礼米で216トン3,612俵の雪中米を今出させていただきました。まあ町内において精米を行ってですね、観光協会において発送完了してはいますが、まああの精米の会社に聞きますと今のところ沼田町の発送・精米については支障ないという風に確認はしているところでございます。沼田町においてですよ。ですから今後これがまあ莫大になるかどうかは不透明でございますけども、その辺は今言った事も含めてですね、こういった態勢でふるさと納税自体が今年それから来年度以降どうなるか私共も不透明な状況でございますので、まあ目標として私共も今その納税額を上げようという風に考えてますし、米だけでなく色々な農産物の返礼品も考えているところでございます。まあそれにしてもきちっとした体制の中でその米が納税者に返礼品でいくっていうのは、やっぱり大切なことでございますから、その精米をどうするかっていう問題は、ありますけどもその辺も含めてですね農協それから関係機関とですね、どうしたらこの雪中米販売をもっと戦略的にできるかっていうのはやはり検討していきたいという風に思っております。

○8番（杉本邦雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、杉本議員。

○8番（杉本邦雄議員）海外研修の。

○町長（金平嘉則町長）海外の中ではですね、研修した中では先ほど言ったようにオーガニック米とか発芽玄米この辺の需要がですね今アメリカの方では高まっているというお話も聞いております。ですからこれはまだ一部少量しか行ってませんので、日本から。まあこの辺をどうやってその発送体制なりその貿易の事も含めてですね、体制をとるかかっていうのは、行った者からも話を聞いております。ですからこれを作る為のまあ栽培の事からも影響してきますから、それらについてのやっぱり初歩的な取り組みも今後必要なのかなという風に思ってます。

○8番（杉本邦雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、杉本議員。

○8番（杉本邦雄議員）取り組みについてね、やっぱり少し緩やかなのかなと思う

んだよね。という事は、北竜、まあ名前上げたら困るな。隣町のふるさと納税、件数、沼田の倍なんですね。25,000件ぐらいかな。ここに資料あるけどね。まあそれぐらいその件数が多いんですよ。やっぱり金額ももちろん1億ぐらい多いしね。どうしてかって考えてみると、あそこはファクトリーがないんですよ。ファクトリーがないから農協なりみんなで頑張って売らないとひまわり米かい、売らないと売れないんですよ。それはふるさと納税で返ってきますから、結局町はいくらか沼田より税金が余計もらえると。ただ沼田農協のファクトリーが立派なのはわかりますよ。でも、いっぱいおかげ様で何億円かくれた実績はないわね。という事は我々生産者、農協はいいんですけども、町としては雪中米ですけどもそんなに町のふるさと納税で儲かったっていうような事はないわね。やっぱり隣町北竜ですけど、言ってしまったからあれですけども、やっぱり戸数件数も多いし、金額も。それだけそのファクトリーがないもんですからそれに勝ると思って頑張ってるんですよ。そういう様な事を考えるとやっぱり沼田は雪の冷気でできましたから。だから精米してでも雪の冷気だよと。それぐらい徹底してやってくれよと。美味しいよという様ななんかそれだけを固執するわけでないんですが、なんかそういったね、戦略的なものがあって、人と違うぞと。という事はね、どういう意味かと言うと、特A米は青森県の米の特A米になりましたよね。全国どの県も特A米なんですよ。それがTPPこれで8万トンが入ってくると。この間新聞のコラム見てたらアメリカと~の6万トンが密約されとるというんです。だからね、食べなくなってきたみんなが米が良くなってきている。どんどん競争になってるんです。ですから特徴的なものを米を作って沼田はやってるよと。ふるさと納税でも。ふるさと納税がなくなるかなくならんかっていう話もありますけどもね、これは簡単になくならんと私は思ってます。制度はずっと変わるかもしれませんよね。それは、地方分権一括法でちゃんと行ってますからこれ。自分達で考えて責任を負いなさいと。自主性を考えなさいと。もうこう地方分権にこうやってうたってもう自民党がやるぞって言うんですから、小泉進次郎の話もそうですね。ですからそれぐらいの覚悟で沼田町は取り組んでほしいと、という事で願いをこめて質問を終わります。あの答弁いいです。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。通告順5番。小峯議員。防災対策の充実について質問してください。

○4番（小峯聡議員）はい、議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。小峯議員。

○4番（小峯聡議員）私の方からは今年4月14日に大きな地震が熊本周辺で起き、まだ余震などが続いておりますけれども、被害に遭われた方、また亡くなった方にはお見舞い申し上げお悔やみ申し上げる次第でございます。沼田でもですね、過去

に地震、震源地となった自身も起きており、水害も何回かあります。同じように沼田においても防災計画が今立てられておりまして、防災対策が行われておりますけれども、また避難所に発電機・灯光器などが昨年、1 昨年ですか。配備されております。災害起きた時にはまだ不十分じゃないかなという様な部分も若干あるんじゃないかという風に私は思っております、自治振興協議会などで災害が起きた時を想定して炊き出しや危険な箇所を確認して歩くなどの事業を行っている町内会も若干ありますけれども、まだ2、3の町内会という風に聞いております。災害が起きた場合、ある程度のシュミレーションなり想定をしていないと細かな点でいざ災害が起きてみるとこれは駄目だこれも駄目だっという様な場合が出てくるのではないかという風に私は考えております。町として今現在災害まあ水害とか地震とか色々な災害ありますけれども、災害が起きた場合にどのような問題点があると把握しているのかお聞きしたいと思います。

○町長（金平嘉則町長）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）私も災害万が一起きた場合には、対応についてですね、今回の地震を見てですね、やはり普段からのやっぱり取り組みというか、町民の防災に対する意識をきちっと持ち続けなきゃいけないっていうのは実感として痛感したところでございます。でも、他人事の様子に我々もまあ忘れてしまっているかもしれません。そういったことも含めてですね、私共の町は56年にそれから63年と大きな水害を経験していますけども、その経験をした職員もいないというか、私の前後の職員しかいませんから、まあこんな災害があったっていうのは、本当に過去の話になってしまう、風化しない様にやっぱりここももう一度その辺の意識を高めなきゃいけないのかなっていう風に思っています。まあ先日あの石狩川の中です、その災害を教訓としてですね、例の56年の水害も含めてですね、もう一度この防災なり意識を高めるっていうこの間会議がございましてですね、改めてその辺の取り組みについてですね、石狩川流域の各市町村それから関係機関とですね、連携の協議をしたところでございます。まあそういった中で、沼田町内においてですね、過去高田議員からも色々質問がございましてですね、防災組織の話とか色々ございました。中々、防災の取り組んでいる行政区も全体からいけば少ないし、また中々運動が広がらないのも事実でございます。そういった中で26年度に策定した沼田町地域防災計画に基づいてですね、色々やっていますけども、近年としては25年にメールぬまたっていう事で360名の登録、それから27年度に緊急エリアメールというのを運用してですね、その辺の情報の～なりきちとした対応をまあ十分ではありませんけども、それから防災無線も整えた状況でございます。まあそういった状況の中ですけれどもやはり比較的地震とも大きな地震も少ない、ま

ありませんし、我々も含めてさっき言ったその防災の意識が低いっていうのがやっぱり一番の問題でございます。まあそういった中でですね、災害が起きた場合にはどうするかっていう問題も含めて、町の防災の意識もありますけども、家庭での防災備蓄の準備というかですね、まあそんな事も必要かなということで、去年は防災研修会を開いたところでございますし、本年もそういった形でございますね、防災研修会を予定しているところでございます。まあそういった意味で普段からのいかに防災の意識を持ってもらうかっていうのは我々も必要ですし、これは各行政区とも連携しながらですね、この問題は地道に一步一步取り組んでいかないといけないといけないのかなという風に思ってますので、まあ色々な機会を通じてですね、家庭それから地域それから各組織も含めてですね、防災の意識を高める、そういった活動を更に進めていきたいと考えているところでございます。

○4番（小峯聡議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、小峯議員。

○4番（小峯聡議員）はい。私もですね、防災の意識をもう少し住民に持っていただく様なやり方が必要なんではないかと言う風に思っております。局地的に大雨が近年非常に多い状況の中でですね、例えば昨年ですか鷹泊ダムの放流をしてこちらでも雨が降って、共成で水が水田に水が付いたという様な場合がありましたけれども、鷹泊ダムの放流、幌新の放流、沼田ダムの放流3つのダムが全部放流した場合にはやっぱり雨竜川は多分氾濫するんですよ。それに加えて幌新太刀別川も多分放流量によっては、堤防が決壊する様な状況になるという事を想定した場合ですね、63年の水害の時に北竜地区の一部が冠水した訳ですけども、あの時はほとんど自宅に皆さんいました。雨がすごいで水が溜まってきたという状況の中で、それをなんとかしようとしている人やら、すごいどうしようどうしようって考えている人やら、その内消防が回ってきてまあ避難所がどこですよっていう様な状況になって危ないっていう人はそこへ避難したと。その北竜1の人方はその時には家にいてまあ活性化センターが避難所なんでそこへ避難した人もいましたし、すごい雨でしたので、堤防決壊したあの時沼田3の方の堤防が決壊したと思うんですけども、決壊する様な状況の中で幌新ダム決壊したらどうなるんだっていう様な想像というか、予想をしてじゃあ活性化センターだったら駄目だっていう事で、神社の方まで非難した人もいたんです。その時思ったのは、やっぱりみんなバラバラに動いちゃってそのこうしようああしようってまとめる人がそこにはいなかった。町からもなんにも連絡も来ないし、どうしていいのかもわからなかったという様な状況の中で、みんなばらばらに動いてしまったっていう様な状況でした。たまたますぐ雨がやんで川も1日ぐらいですか経って引いた、水位が下がったということで人命にかかわる様な被害は出ませんでしたけれども、これで幌新太刀別川に架かっている橋が、橋の

上を水が通る様な状況ですと多分役場から来る北竜1の方へ来る手段はないんだと思います。そういう時にどうなるんだろうっていう様な想像もしますし、そこまでの想定必要ないんじゃないのっていう人も中にはいるかもしれませんが、最近のまあ本州の方でも、決壊してそこが水浸しになって家の中で取り残された人は屋根の上あがってたという様な状況もあります。ですから何が起こるかわからないという様な中で、最悪の想定をしてそのどういう風に動くのか。災害が起きた時のマニュアルはある程度作っていただいでですね、それを住民にまあこういう場合はこうしましょうああしましょうという様な中で知らせる必要があるのではないかと考えております。災害時に不安に思っている事、それからその住民でないと感じかた危険な点だとかそれから災害時にこんな連絡しますよっていう様な住民との話し合いとか、説明会とかそういう物を持つ必要があるのではないかと私は思うのですが、どういう風にお考えでしょうか。

○町長（金平嘉則町長）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）うちの御存知防災計画ございますから、まあそれにハザードマップと色々載ってます。そこに個別の1件1件どうのこうっていうのは、載ってませんから、まあ地区ごとの今議員がおっしゃるその北竜地区でどうするとかまあその想定はしておりませんからね、ですからまあそんなこともやっぱりどういう想定でしなきゃいけないかっていうのは、これは夏のバージョン冬のバージョンとか色々ありますから、それらを含めてどうすることが住民の防災意識に喚起につながるかを含めてですね、ちょっとあの内部での検討させていただいてですね、その普段からの連絡体制も含めてですね、ちょっと検討させていく必要があるかなという認識で今聞いて思いました。

○4番（小峯聡議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、小峯議員。

○4番（小峯聡議員）はい。是非あの細かなシュミレーションをしていただきたいと思います。防災計画あのインターネットでちょっと見させていただいて、防災マップもあるという様な事も知っておりますけれども、指定避難所がですね例えば人口よりも収容可能人員の少ない避難所もあつたりもするんで、この辺の検討もすべきなのかなと言う風にも考えております。そういう様なですね、住民との話し合いによって改善されるような事も多分出てくると思うので、是非検討していただきたいという風に思います。答弁はいりませんので、以上で終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、要望という事で。はい。ここで暫時休憩をしたいと思います。あの皆さんの方から見て左側にかかってます時計で45分まで休憩をしたいと思います。

14:36 休憩

14:46 再開

○議長（渡邊敏昭議長） それでは再開致します。通告順6番。橋場議員。国民すべてが、安全で栄養ゆたかで、民族固有の食習慣と食文化にふさわしい食糧を得る国の食糧主権をこわすTPP批准に反対すべきではないかを質問してください。以上、順番に発言を許します。

○10番（橋場守議員） 10番橋場です。町長の方針を見せてもらったら、簡単にTPPの事に触れただけでね、非常に残念だと思うんですけども、平成25年の衆議院・参議院の農林水産委員会で決議をしているんですよ。農林水産物の重要品目については10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないと。それから残留農薬、食品添加物の基準、遺伝子組み換え種子の規制など食品の安全、安心及び食料の安定生産を損なわないこと、その他色々あるけれどもそれらが確保されないと判断した時にはTPPから抜けるという決議をしているんですね。ところが、今度の国会で言ったのは皆さん見たように文書がね、説明文書が黒塗りになってなんにもわからないようなそういうのが出されてね、それでもTPPを何とか強行採決させようとしているんですけども、これらについて町長腹立ちませんか。本当に国民を馬鹿にしているんでないかと私は思います。杉本議員と大分違う観点になっちゃうんですけどね、これまでの国会論戦でね、日本の食糧自給率は39%なんですよ。そういう中でね、日本はまあ世界最大の食糧輸入大国になってしまっていると。年間3,200万トン、国民一人当たり250キログラムの食品を輸入してるという国になってしまってますね。だから私たちの胃袋には4割しか日本の食糧が入ってないという事になるんですよ。アメリカは食料の事を農産物の事を戦略物資と言ってるんだそうですね。要するに米や食糧を使って相手の国に色々な利益を求めて攻めていくっていうことが戦略節なんですよ。そういう位置づけで米を食糧をみていると。だからTPPっていうのは、アメリカが日本国民を他の国のね、国民の為にね利益の為に進めているものではないっていうのははっきりするわけですよ。こういうところでね、今日本のその食糧輸入してる中でね、どんなことになってるかっていうと、国会議論の中でね分かったことは、例えば私たちの腹の中には本当にあの規制されていないね添加物だとか、農薬の入ったものがねどんどん入ってきてるんですね。共産党議員が今回国会で明らかにしたんですけどね、さっき言ったように3,200万トンもね、輸入農産物が入ってきているのに、検査機関と言うのは国のやる行政検査とそれから民間に委託する検査とそれから輸出国で自分達で大丈夫ですよって折り紙をつけてくれるようなね、そういう検査って3つあるんだそうですが、行政検査っていうのがこんだけの輸入があるのにですね、検査されてるのはたった8.8%しか検査されてないんだそうですね。

しかもねですからあと91%の物は検査なしでどんどん日本の国へ入ってきていると。そういうのが状況です。検査をするけれども、検査してる内にね、農産物で作った生ものですからね、農産物魚等も入るんですけれども、検査の結果出るまで待ちなさいという事できないんだそうですよ。ですから検査してる間に結果が出ないうちにどんどん市場に流れていっていると。これで見ますとね、生鮮トマトのね、残留農薬違反というのがまあ日本で基準にしてるね、3倍も農薬が残留してるっていうのがね、そういうトマトがね、7,040キロも入ったそうですよ。これ全然あの検査の結果出ないうちもう日本の国内で消費されてるっていうのが今度の国会でわかったんですよ。それらは沢山あります。一番多いのはこの生トマトなんですけれどもね、そういう状況が今の日本の状況だという事ですね。そしてこの食品衛生監視員っていうのは全国で408人しかいないんだそうですよ。たった。ですからほとんど検査されないで流れてしまっているっていうのが現状だという事ですね。地方議会って私達取らされてるね、この2月号に何人かが持続可能な農業と地方自治体っていう論文が載ってます。これ書いている人は正反対の人がこうねいるんですよ。日本農業は世界に勝つなんて書いてる人と、地域社会を守る農業という事で東京大学の農業問題やってる鈴木宣弘先生ね。これ私達呼んで講演してもらったりしてるんですけども、その人のは強い農業ってなんだっていう事書いてるんですね。日本の農業ね実際にまあ杉本さんは輸出すれという様な事を強い農業ってこと言ってましたけれども、私はやっぱり農業に対してね、もっと観点を変えて、例えば国が農業に出しているお金ですね。まあ一番出してるのは土木工事なんですよ農業の関係のね。だけどまあ食品に対しても農業に対してそのものに農家の人達に対しても支援をしていますけれども、これの考え方がね農家の人に支援をしてると。金を出してるんだっていうね、考え方作られてしまいましたよね。だけど私たちはそうではないんだと。農家の人達にお金を出してるのは、国民の安全の為に出してるんだっていう立場でね、考えればもっともっと農家の人もね、冗談じゃないよとこんだだけのコストかかってやってるんだからこれだけの生活できるだけのね、援助しなさいっていうことをもっと堂々と言うべきでないかと。私はまあそういう風に思うんですけども、町長の考え方はどうでしょうか。この点についてこれからもね、何としても見守るんじゃないかと、どんどん意見を述べてねTPPに反対してもらいたいんです。そういう意思があるかどうかお聞かせください。

○町長（金平嘉則町長）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）あの今更まさにTPP問題の今国会の関係である日旬の論議っていうか、まあストップしてますので、多分この秋から再開されるだろうと思います。まあそういった中でその現状の中でこれにどうの反対とかどうのこうとい

うのは私は現状としては静観してまあその状況、まあこれ農業だけじゃないのでTPPはね。その著作権とかあと生命保険とか色々沢山広範囲にも、あれだけの広範囲にわたってるについて私が正確な情報を得てるかって言ったらそれは本当正直な話得てません。ですからまあ危惧しているところも当然あります。ですからこれはもう農業問題だけじゃなくて、やっぱりこの論議は国会の中でですね、やっぱり批准に向けて国会の中できちっと論議されてそれなりの対応をしていただくというのがまず基本でございますから、その基本の中でですね、その最初に言ったその重要農産物の堅持も当然守っていただけないし、沼田で言えば米の問題は守っていただけないっていうのは当然当たり前の事でございますから、それを中心にですね、今この段階で反対っていう事は言えませんが、きちっとその注視して色んな事があつたらまた意見を述べていきたいなという風に思ってます。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、橋場議員。

○10番（橋場守議員）二つの委員会ですね、反対の決議をしてるっていうのは分かってますよね。だったらそのこういう状況破られてるんだからね、やっぱり国民一人一人としてね、特に町長は沼田町民の健康・生命を守らなきゃならん立場ですからね、私は国に対してもっと強く言うべきだと思います。この鈴木宣弘さんっていうのはね、世界中の色んなところ回って歩いてるんですけどもね、例えばスイスの事をこう書いてあるんですけども、たまごが一個80円するんだそうですよ。ところが輸入してるやつもその何倍も安いんですけども、子供達はその高い卵を買ってきてどうしてそんな高い卵を買うんですかって言ったらね、これは農家の人達が私たちの命を守るそういう物を作ってくれてるんでこの人たちが食べていけるような農業続けていけるような値段で私たちは買うの当たり前だからって平気で言うって言うんですね。ところがここで議論していると、とにかく国が農業に金を出すのはちょっと甘やかしてるとかね、そういう議論になりますよね。そんなことは絶対ないっていう事はね立場からね、一つ農業問題を考えてほしいなと思います。強い農業って言ってね、私たちがそういうとんでもないものを国民が食べてね、そして他の国に対していい米だから買ってくださいなんて言うよりもね、やっぱり日本で買う、みんなで支えていけるようなね、農業をしていかなきゃならんと思うんですけどもね、今米食わなくなったのはね、日本国民が自然に米を食わなくなったんじゃないんですよ。ずっと調べてみたらアメリカがまあそういう農産物を戦略物資として考えてて、日本にパンを食べさせようとしてもね、中々食は変わってかないんですよ。何万年、何千年という長い間食物を食べているもんですから、馴染めないんですよ。それでアメリカのか一ねぎなんとかっていうね、麦を専門、

その農産物扱ってる大企業があるんですけども、そこが日本にキッチン化を持ってきて、タダで日本中にパンを配って歩いたらしいんですね。子供が2歳、3歳のうちにね、そういう物を食べさせると、将来ずっと大人になっても忘れないんだそうですね。そういう事までして、まあ戦略物資として日本にばらまいてったって言うんですよ。私も議会に出てこういう事やってる頃にね、テレビコマーシャルの中で隣の子供は米を食べて行ってる。うちの子供はパンを食べてる。だからうちの子供は学校でね勉強できるんだっていうコマーシャルまで入りましたよね。結局ね、戦略物資として日本の国民が米を食わないでパンを食べるように戦略的にずっとやられてきたんですよ。だからそういった観点から言うと、やはり決して米食べて頭が悪くなるとか、米食べて太るとかね、絶対ないんだそうですね。医者からもっと水飲みなさいって先生。そういう色んな間違っただね、宣伝もされてるし、ですからそういう事に騙されないようにね、一つ町長なんとしてもね、この沼田の、もしねそういう国民の指示があって、5町、6町作っててもね、日本の国民の命を支えてるんだっていう立場でね国が助成してくれてた、今沼田町でその地方創生だって騒いでなくてもね、ちゃんとあったと思うんですね。人口がまだまだいたと思うんですよ。だからそういう長い観点を見てね、一つ国に対して町長実態を見るっていうんじゃないで、やっぱり反対の態度をねしっかり示してほしいなど。そうしないとさ運動にならないし、是非ともそういう立場で農業問題見てほしいと思います。答えいいです。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、それでは通告順7番の質問をしてください。

○10番（橋場守議員）2017年までの間に通所介護と訪問介護に係わる予防給付から要支援の1・2の強制的に排除することになりましたよね。今までは国が一応金を出してね、見てくれてたんだけど、今度市町村が主体で地域支援事業っていう新総合事業っていうんだけど、これにまあ移行させられてしまうんですが、その中にはね、社会保障っていうのは本来あの国がやるべきものなのにまあもちろんお互いに助け合うということは人間として当然やることであるけれども、基本的には憲法に基づいたね、そういう社会保障をやらなきゃならないんですね。ここに書きましたけれども、憲法25条全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は全ての生活部面について社会福祉・社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないって言ってるんですよ。この介護保険は、期限まあちょうど16年前にね、介護の社会化をとということで保険を導入しました。これまで何度かね、作ったけれども最初よりどんどん改正されて、しかも改正ではなくて本来改悪なんですよ。そういう事で今回こう支援1・2の人達を介護保険から外してしまうって言ってるんだね。これ町長、国の詐欺行為だと思いませんか。今までこれだけの事を見ますよって言って、保険を集めてとってしまってたんです

よ。だけどそれをやめてしまうとなったら、まさにね詐欺行為だと思います。この事について町長、どういう風に考えておられるかっていう事を聞かせていただきたいと思います。社会保障協議会っていうのがあるんですよ。私達そこから本取ったりなんかしてますけどね、この中央協議会が2014年に47都道府県にこの介護保険が変わるっていう事で持ってね、アンケートを取りました。34都道府県から回答があって、多様なサービス確保について要するに新総合事業についてね、回答してくれたのが、765自治体でした。アンケートを出した85%がね、その答えてくれた765自治体の内の85%がこの総合事業、多様なサービスをね、確保することには見通しが無いという回答だったそうです。2月4日には厚生労働省が発表したんですけども、この厚生労働省の方のアンケート取った調べた中でも、2015年中にその新しい制度に乗っ取って総合事業やれるかという質問に対して、114自治体が全体の7%なんです。一応やれると言ってそして15年中にね、やれるというのが114自治体です。今年の4月1日からできるというのが78自治体とこんな風にまあ状態で実際にはね、お手上げをしてるっていうのが実際なんです。そこでその沼田町でもまあ医療とね、ボランティア募集なんかのお知らせ版でしてますけれども、一体今の進行状況はどんな風になってるかね、ちょっと教えて聞かせてください。

○町長（金平嘉則町長）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）まあ介護保険もそれから医療保険もそうですけども、まあ国全体として社会保障費の増大性っていうのは御存知だと思いますし、まあそれが懸念されているからこそ、色んな制度が今変わりつつあると。これ多分介護保険制度が始まる時にはもう想定していなかったぐらいのやっぱり高齢化率と介護認定者が増えてるっていう状況であると思います。まあそれが国の政策の失敗だって言えば失敗かもしれませんが、まあそれだけのやはりこれだけ増大するっていう見通しがより深刻化してるのかなという風に私は見てます。まあそういった中で、要支援1・2を市町村事業で行うと言ってる中で、私共もそれなりの体制を去年からまあ色々検討をしてですね、今新総合事業についても来年度から行える様に今も準備しているところでございます。まあそれによって今できる新しい施設についてもデイサービスセンターを中心にですね、その辺の総合事業も展開できる様なソフト事業の在り方も今検討してるところでございましてですね、まあ私共の町としては何としてもその辺の事をまあこれは市町村によって差が出るっていうのは明らかな事でございますから、沼田町においてはそういったサービスが低下しない様に、そしてまた要支援1の方がですね、そこで困らない様な事をきちっとやっぱり今内部でも検討して今準備を進めていますので、まあそれはまあ近々こういった事をや

るっていうことでご説明申し上げますけども、その準備は今しておりますので、ご理解いただければと言う風に思っているところでございます。あと介護支援ボランティアについてもまあ昨年からは26年度からですね、ポイント制ですね、活動実績においてポイントを与えて商品券に交換できる制度も26年度からありますね、65歳以上の登録者についても26年度末で16人、27年度はありませんけども28年度で2名の増加でまあ少ないですけども、徐々にこういったボランティアの方をまあそれ以外のボランティアの方もいらっしゃいますから、そういった介護支援ボランティアを増やしていくといった事もやはり必要かなという風に思ってます。まあそれはたぶんこれはまだ足りないなと思います。将来的にはですね。ですからそれらについてもきちっとやっぱり理解していつかはそういう形でこれは共助の制度でお互い助けたいと、これマンパワーが必要ですので、まあお金だけの問題じゃございませんので、まあそれらについてもしっかりとですね、ボランティアの体制を取りながらその施設内それから施設外も含めてですね、きちっと要支援1・2の対応をしていきたいという風に考えております。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、橋場議員。

○10番（橋場守議員）介護の仕事っていうのは、やっぱり専門性があるんですよね。ですから特に年取った人の状態を見てそれにあった介護をしなければかえって介護進めてしまうというそういう危険性があるという事は言われてるんですね。ですからボランティアボランティアって言ってもね、やはり相当注意をしないと、逆効果を生んでしまうんでないかと思えます。そういう点では十分注意をしてですね、そうですね例えば、そういう養成所だとか学校に対してね、高校卒業の人達に何とか言って帰ってきたらその時の色んな事を援助をすると、そういう様なね、政策を打ち出す必要があるんでないかなと思いますね。例えば大学に入るとね、もうそれこそお金を借りて借金して入ってね、仕事就いてからも返すのに大変だっていうのが状況出ているんですね。ですから、その人たちにもし帰ってきて、沼田で就労してくれるのであれば、その奨学金のね、何ぼ返済を、何ぼ援助するとかね、そういう細やかなね、制度を作って是非確保してほしいなと思います。それでね町長もう一度聞くんですけども、この憲法25条にはね、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないって言うてるんですよ。これ誰が努めなきゃならないんですか。国ですよ。それから皆さんも公務員ですから、憲法ではそういう政府やそれから大臣やね、行政に働いている人達、この人達に命令を下してるんですよ。ですからそういう点の自意識がないとね、やっぱりお互いに助け合うのが大事でないかと。普段当たり前の様な話です。これは言われなくてもみんなわかってる、お互いにやっていますからね、しかしここでやってるのはそうじゃなくて、や

っぱり国として憲法に基づいてやりなさいっていう事を明示してる訳ですよ。ですからその点では、今回のこの改悪っていうのは詐欺ではないかと思うんですけど、どういう風に感じますか。

○町長（金平嘉則町長）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）あの詐欺っていう言葉はあれですけども、まあ国もさっき言ったこの増大する社会保障なんかしなきゃいけないっていう状況ですから、まあこれはやっぱり我々も含めて色んな知恵を出し合いながらうまく乗り切っていくとこれがどこの責任だとかっていうことを言ってる状況ではないかなという風に思ってます。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）町長ね、結局国が例えば消費税をどんどん上げていくとかね、税金の取り方をね、困っている人からでなくて、応能主義をきちっと守ってね、まだまだ取れる所があるんですよ。そういう事もね、きちっと要求しないとやっぱり我々で助け合わなきゃならんっていう事を、私は助け合う事を否定してるんですよ。それは当然の事だけれども、やはり国に対してやるべきこと、要求するっていう事はね、第一でないかと思うんですね。だってね、例えばこの間道新にも出てたけども、輸出大企業はほとんど消費税は払っていないと。よその国行っても消費税がないんで、自分もあの消費税を下請けの中小企業にね、押し付けて自分は払ってないと。ところが、その分還付してもらってるんですけどね。馬鹿な話ないですよ。こういう事がやっぱりね、きちっとさせなきゃならないんで、町長やっぱり腹を立ててね、やっぱり国がね、ちゃんとそういう税金の集め方・使い方をしっかりしなさいっていう要求をしていかないと中々福祉は進まないのではないのかなと。結局、市町村の皆さんがね、苦勞してしまうという立場になりますから、是非ともそういう点では逆さまな方向にいかない様にね、要求してほしいと思います。どうでしょうか。

○町長（金平嘉則町長）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）じっくりあの国の政策を見ながらですね、意見は言うところは言っていきたいと思ってます。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、橋場議員。

○10番（橋場守議員）国民健康保険もね、ちょっと各市町村ではなくて、都道府県に回されてね、小さな自治体の権限がそっちの方に行かない様な要求になる様などんどん改悪が進んでられてくんでね、是非その点しっかりやっていただきたいと

思います。次に。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○10番（橋場守議員）非核平和の町宣言をしました。これは議会の方が出さないで町長、理事者側からね、案を出して作られたんですけれども、今年核戦争を絶対にやってはならないし、核兵器は使ってはならないという事で、運動しております。そして幸い沼田の町長さん達からもね、支援をいただいていますけれどもね、実はこういうことなんです。核不拡散条約というのがあります、これはね、1967年の1月以前にね、核兵器を持ってた人、持ってた国ですね、持ってた国を除いて核兵器を拡散しない様にするっていう条約なんです。本当にふざけた条約なんです。1967年1月1日以前に核爆発を行ったっていうのは、アメリカ・イギリス・フランスそれから中国・ロシアだって言うんです。この五つの国は核兵器持っててもいいけれども、その他の国には持たせないという条約なんです。それでね、日本原水協はとんでもないと、どの国であってもやっぱり核兵器持ってはならないという事でずっと運動を続けてきました。今ね、その不拡散条約っていうのはね、やめようという再検討会議っていうのをね、5年に一回ずつ持ってるんですよ。去年ちょうどその5年目だったんです。それにね、日本から千名くらいの代表が行って、国連やアメリカの政府や色んな人達の所に行って、核兵器廃絶を訴えてきました。ところがね、色々な決議をするんです、核兵器を廃止しよう。ところが日本政府はね、今までにね一回しか賛成してないんですよ。全部棄権してるんです。こんな状況です。だからね、やはり核兵器をなくする為にはね、もっと運動続けなきゃならんと思います。町長、深川からね毎年もう何年も前から中学生たちを何人か送って、記念行事にね参加させています。私達もね、皆さんから募金でもってね、代表送ってるんですけど、沼田からはまだ個人的に行った人は何人かいます。まあ私も行って来たんですけれども、報告をしなきゃ、帰ってきて報告するのは嫌だからって言ってね、実費で行ってる人何人かいます。それと沼田高校から私達も募金をして行ってもらった人がいて、ここで報告会してもらいました。その先生が私行って来たけれどもその旅費やなんかの支援はいりませんって言って4万円ぐらい私たちの寄付していただきました。それで3万6千円ぐらいのね、原爆写真を買って、毎年教育委員会の協力を得てゆめっくるで写真とをやらせてもらっています。是非ともね、この大会に沼田町からね、代表を送ってその報告会をやるなどしてね、ちょっと盛り上げていただきたいと思いますが、そういう事はできないでしょうか。

○町長（金平嘉則町長）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今年まあ広島へのですね、オバマ大統領訪問とかあって関

心は高まっている事はまあ事実だと思いますし、私も視察の方に行ったことございます。でもあのここで新たにまた町民の代表者を送るとかっていう事をまだ現実的にまだ現段階では今考えはございません。ただ今後色んな町民の色んな話の中です、そういった要望が出てくればまた〜意味では必要かなと思いますけど、現時点では今年どうするとかそういった計画は持っておりませんので、当面状況を見た中で検討していきたいと考えています。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、橋場議員。

○10番（橋場守議員）是非あの深川なんかとやり方を聞いていただいてね、是非実現してほしいなと思います。次に移ります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。通告の9番。

○10番（橋場守議員）はい。町立診療所ができてね、厚生連として管理者制度を結んで提携してやっているんですけども、金谷先生は一応定年になっております。病院はしっかりそれからあの機械も器具もね機器も沢山いいもの入れる訳なんですけれども、お医者さんがちょっといないとね、お医者さんすごく不足してますよね。ですから、もし金谷先生が退職した時点でね、厚生連がしっかりとした医者をね、手配してくれると常駐してもらえようね、そういう点での話はなされているかどうか聞かせていただきたい。

○町長（金平嘉則町長）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）北海道厚生連もこの4月から指定管理制度によって運営していただいています。それで指定管理を10年間という中での指定管理でございますし、その中で基本協定書を締結しています。その協定書の中にはですね、あの診療科としては外科・内科・皮膚科という風に位置付けておりますので、私共としてはまあその厚生連さんも厚生連全体としても医者不足の中で、色々と苦慮してるのは事実でございますし、まあ私共も何とかそれに対応できないかって思っていますけども、中々すぐ見つからない。例えばですよ、全体的に不足してますから難しい状況は我々も理解しております。まあそういった中でも何とか厚生連さんは、まあこれから建て替えた後も含めてですね、きちっと沼田町で医療を守っていきたいっていう話はしております。ですからそこをどういう風な形で担保っていうのは、言えませんけども、そういった形で運営していただくことは基本的には話をまあ契約の中では、協定の中では持ってますので、それを信じて私共はまあ利用しやすいっていうか、そのお医者さんが勤務しやすい状況も含めてですね、町立病院に訳でございますから、色々と協力しながら医師の確保も含めてですね、協力できないか、協力してって医師不足の対応も何とかしていきたいなという風には思っています。

○10番（橋場守議員）終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。それでは通告番号10番。大沼議員。子育て支援パスポート事業についてを質問してください。

○3番（大沼恒雄議員）医療・医師一括法の中で、介護保険を守られて自治体はね、法律に守られてやってるんであれですけども。はい、3番大沼です。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○3番（大沼恒雄議員）はい。子育て支援パスポート事業についてお尋ね致します。まあこれは企業参画型子育て支援事業とされていまして、平成28年4月1日から子育て支援パスポート事業の全国共通展開が始まっている様です。内閣府では少子化対策の一環としまして、平成29年4月には全国の地域で子育て世帯がサービスを受けられるように取り組んでおります。社会全体で子育て世帯を応援し、子育てへの社会的機運をつくり出すことが目的とするならば沼田町も協賛し早急に対応すべきかと思っておりますがいかがでしょうかという事でございます。これはあの平成20年の6月40のあの道府県これがパスポート事業として独自で展開していたものでございます。それはあの全国共通展開というそういうことでまあ強化していくと。まあ道も加入してございます。道がどさんこ子育て特典制度というものを設けていて、まあ北海道内でもこれは40の市町村が加入してやっております。この展開が一つまあ沼田町ではその一つもこのパスポート事業について触れられていない。まあこの事について、早急に対応すべきでないかということでございます。また地域の事情に即した取り組み強化という事で、まあこれあの車関係という事で応援することができたらいいという事で書いてございますが、これあの少子化対策、少子化の社会対策大綱の中にですね、実は地域の実情に即した取り組み強化っていう事が謳われてございます。これはあの地域少子化対策強化交付金等により、まあ取り組みを支援しているという事なので、この事を私の場合は沼田町なんでね、まあ車がなければ非常に困ると。今、多子家庭っていうのは、まあ3人以上なのか4人以上なのかっていう事まああるんですが、例えば年が離れて生まれていくと、まあ車大した気にはならないんですが、年子みたいに生まれる時に、チャイルドシートの設置が必要になりますよね。そうすると3人子どもを生んでしまうと、一般乗用車はちょっときつくなるんですよ。そうするとどうするかっていうと、大型車まあワンボックスカーみたいなものを購入して乗らないとならない。そうするとね、やはり家計によってはまあ皆さんどうしてるのか知らないけれども恐らく現金じゃなくてローンを組みながらまあ子供たちの対応を考えながら生活助けながらやってるんだと思うんですよ。まあその中で先ほどの事業を通じて、この車関係ですね、まあ本体車両価格、それだとか部品だとかまあ修理だとか、どこでもいいけども、沼田として取り組んでいける様な考え方ができたらいいという事で、町長のお考え

をお尋ねしたいと思っております。

○町長（金平嘉則町長）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。まあ議員もよくご存じだと思います。まあこの子育て支援っていうのは、大切な事でございますからこれは町も取り組みますけども、地元の企業さんなり商店さんがやっぱりその気になってサービスの提供店舗として登録していただかないといけませんから、まあ町だけではできる問題ではございません。それは御存知だと思いますので、私共も今年からまあ従来から子育て支援を行っておりますので、まあそういった中ですね、この空知振興局管内では11市町が11の町と市しか行ってません。町としてはね。ですから、まあ今後私共も子育てを重視する中では、これも一つの有益な事業なのかなと言う風に思っているところでございます。ですからまあ現時点では町内企業へのその働きかけ等行っておりませんので、まあ商工会を通じてですね、まあ町全体として子育てにやさしい町を目指す一環としてこの事業もまあ商工会の会員さんもその賛同していただく中でですね、実施をできればいいかなという風に思ってますけど、これあのまだ論議を具体的にしてませんので、今後論議の中でどうしたらいいのかも含めてですね、私共の子育て政策の一環としての位置づけも持ちつつ、事業が展開されればいいかなという風に思っているところでございます。

○3番（大沼恒雄議員）はい、議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、大沼議員。

○3番（大沼恒雄議員）全く今町長あの仰ったとおりなんだけど、空知振興局管内では1市8町で、町が三つですね。これあの月形町と新十津川町と長沼町なんですよ。北海道のホームページを見ますとね、この振興局の中に更にどんな企業が参入しているかっていうものがもう分類されて出てるんですよ。これちょっと話戻りますが、商店の方から言うんじゃなくてやはりあの行政の方から商工会もしくはNPO団体、そういったものに働きかけないという情報実はないと思うんですよ。ですからその橋渡しをしっかりやっていただきたい。ただこれは平成20年からみんな始まっていて、沼田町は子育て日本一を目指すっていう事であればこういったものっていうのはやはり落としちゃいけないんだと僕は思ってるんですよ。企業の参加型のそのパスポート事業のそのメリットですか、そこにはね六つ分類分かれてるんです。まあテーマパークだとか、温泉だとか。近くでは深川のまあぶが入ってます。オートキャンプ場。それから江別温泉が入ってます。それ以外入っていないんですよ。ただ増毛行くとね、果樹園さんが入っている。その中ではね例えば、テーマパークってどうですか。沼田化石館もあるし、炭鉱資料館もあるし、プールもあるし、パークゴルフ場もあります。こういったものをいち早く出してあげれば

宣伝には十分になるし、沼田も子育てに対してここまで考えているんだなっていうことになるかと思います。ましてや、全国共通の子育てのステッカーが各お店に貼らされてるんですよ、それでほたる館に貼ってないとか、パークゴルフ場に貼ってないって言ったらこれやっぱりねだんだんだんだん恥ずかしい話になっていくので、これはさっさとやるべきでないかと僕は思っております。29年の4月までなるべくそれを協議して早めに結論を出していただければと思っております。ただあのこれはね、町長に言うのもあれなのかもしれないけれど、こういったら関係課がきちっとね、こういう情報出してそして町長にやっぱり政策としてね、言うべきものであるんでないかと思えますよ。はい。それをちょっと一言付け加えます。それからですね、二点目のその地域の実情に即した強化ということで、僕は車あげたんですが、この辺町長どうお考えかお尋ねします。

○町長（金平嘉則町長）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）車の件はね、もっともかなという風に思いますけども、まあそれも含めて沼田内ですね、独自のやっぱり事も必要かなと思えますので、ちょっとあの色々検討させていただいてですね、まあどうするかまだ今年度中にまた早めにお知らせできればと思っております。

○3番（大沼恒雄議員）はい、議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、大沼議員。

○3番（大沼恒雄議員）はい。それをあの是非よろしくお願い致します。それとあのちょっとあの情報不足で一点だけあるんですが、実はシダックスさん、カラオケやってますよね。シダックスさんの会社では札幌全部入ってます。ほたる館シダックスやってるけども、まあ系列が違うのか系統が違うのかわからないけれど、だから声をかけないとやはりそういったのって利用されないんだと思います。まあ子育て世帯本当に大事な話で沼田町は日本一目指す上においては、沼田町独自のものの強化をしていくという事も含めて町長あのどうでしょうかね。きちっとやってもらう、もしくは本当担当と担当強化をするということで、僕は思うんですが、その辺の考え方、もう一回だけちょっとお尋ねしたいんですがいかがでしょうか。

○町長（金平嘉則町長）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）本当充実したいと思っておりますので、その一環としてこの取り組みも前向きに取り組んでいきたいという風に思っています。

○3番（大沼恒雄議員）終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）これを以って一般質問を終了致します。暫時休憩したいと思います。左側の時計で40分まで休憩したいと思います。

(報告事項)

○議長（渡邊敏昭議長）それでは再開致します。日程第6、報告第1号。繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題と致します。本件は報告事項であります。説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。報告第1号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。報告第1号は、報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は報告のとおり受理することに決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第7、報告第2号。株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出についてを議題と致します。本件は報告事項であります。説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。報告第2号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。報告第2号は、報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は報告のとおり受理することに決しました。

(専決処分)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第8、承認第2号。専決処分の承認を求めることについて（平成27年度沼田町一般会計補正予算専決第2号）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）承認第2号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成28年6月15日提出、町長名でございます。次の頁をお開き願いたいと思います。専決処分書、地方自治

法第179条第1項の規定によって、平成27年度沼田町一般会計補正予算（専決第2号）を別冊のとおり専決処分する。平成28年3月31日、町長名でございます。別冊の沼田町一般会計補正予算専決第2号1頁をお開き願いたいと思います。平成27年度沼田町一般会計補正予算専決第2号。平成27年度沼田町の一般会計の補正予算専決第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,830万6千円と定める。2項省略致します。地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成28年3月31日、町長名でございます。本専決予算は、平成27年度決算見通しを調整した結果、歳計剰余金が5億円生ずる見込みとなったことから決算処理と致しまして、財政調整基金繰入金の戻し入れ8千万円と、減債基金繰入金1億2,588万、地域医療確保安定化基金繰入金戻入8,782万4千円の歳入処理と振興基金へ8千万円の積立を行い、純繰越金を1億1千万とする為に補正を専決させていただいたものでございます。8頁をお開き願いたいと思います。8頁、歳入でございます。2款地方譲与税から10頁、10款地方特例交付金までのいわゆる一般財源項目でございますが、交付額の確定によりそれぞれ増減額を補正したものでございまして、10頁、中段下の11款地方交付税は、一般財源の総額調整と致しまして、増額計上し、収支の均衡を図ったものでございます。11頁をお開き願いたいと思います。11頁中段、15款国庫支出金につきましては、該当事業におけます補助対象経費の確定に伴います補助金の増減額補正であります。6目教育費国庫補助金255万4千円の減額につきましては、補助制度の改正により2節児童福祉費補助金及び16款道支出金、2節児童福祉費補助金に組み替えて計上してございます。11頁下段から12頁上段にかけての16款道支出金につきましても国費同様に該当事業におけます補助対象経費の確定に伴います補助金の増額補正としております。12頁中段の17款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入12万円の増につきましては、農道の改良工事に伴います町道の摺り付け工事によります残地の売払処分収入でございます。18款寄附金、個別の説明は割愛させていただきますが、確定額の調整であり、2目総務費寄附金ふるさとづくり基金指定寄附金につきましては、予算額を2億円として取り組んでまいったところでございますが、1億9,400万円の実績となったところでございます。13頁をお開き願いたいと思います。13頁、19款繰入金につきましては、前段申し上げました12目財政調整基金繰入金8千万円、14目地域医療確保安定化基金繰入金8,782万5千円、15目減債基金繰入金1億2,588万円を戻入したものでございまして、他につきましては基金充当事業におけます確定額におきまして、各基金の繰入を減額補正したところでございます。1枚飛ばしていただきまして、15頁をお開き願いたいと

思います。15頁から歳出補正でございます。2款総務費から19頁10款教育費まで、各基金充当事業によります起債額の確定によります関係各予算の執行残を計画処理し、基金及び起債財源を減額充当したものであり、管理経費などの説明は割愛させていただき、主なもののみ説明とさせていただきます。16頁をお開き願いたいと思います。16頁2款総務費、19目移住定住応援費、住んで快適暮らして満足移住定住応援奨励金289万8千円の減額補正につきましては、住宅取得等に対します補助金であります。実績と致しまして新築1件・中古住宅取得1件・住宅リフォーム25件となったところでございます。23目ふるさと応援費、1,672万9千円の減額補正は、ふるさと納税者の返礼特産品の執行残でございます。24目地域おこし協力隊活動費415万8千円の減額補正は、活動支援業務委託料の皆減でございます。18頁をお開き願いたいと思います。18頁下段、6款農林水産業費、1項6目農業総合対策費1,082万8千円の減額補正につきましては、19節負担金補助及び交付金が主でございますが、各種農業総合対策事業費の執行残の減額補正でございます。19頁をお開き願いたいと思います。9款消防費、1項2目防災費512万5千円の減額補正であります。主なものと致しましては市街地区の防災行政無線戸別受信機の整備工事の工事費の減によるものでございます。21頁をお開き願いたいと思います。12款諸支出金でございますが、財源となります寄附金等の確定と一般財源の確定により歳計余剰金を4目振興基金費へ積み立てる増額を行ったものでございます。

以上、歳入歳出補正の説明とさせていただきます、4頁にお戻り願いたいと思います。4頁下段でございます。第2表、地方債の補正、変更でございます。起債の目的、認定こども園整備事業。補正前限度額9,930万円。補正後限度額9,460万円。防災行政無線戸別受信機整備事業。補正前限度額6,980万円。補正後限度額6,950万円でございますが、事業費確定に伴います起債額の確定による補正減であります。

以上、申し上げます提案説明とさせていただきます。ご承認の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第2号は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第9、承認第3号。専決処分の承認を求めることについて（平成28年度沼田町一般会計補正予算専決第1号）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）承認第3号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成28年6月15日提出、町長名でございます。次の頁をお開き願いたいと思います。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、平成28年度沼田町一般会計補正予算専決第1号を別冊のとおり専決処分する。平成28年4月11日、町長名でございます。別冊の平成28年度沼田町一般会計補正予算専決第1号1頁をお開き願いたいと思います。平成28年度沼田町一般会計補正予算専決第1号。平成28年度沼田町の一般会計の補正予算専決第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,232万5千円と定める。2項省略致します。平成28年4月11日、町長名でございます。本専決予算につきましては、国の低所得者に向け結婚に伴う新生活の支援を行う自治体支援事業を活用し、取り組む事業の補正であります。申請対象者がいた場合、遡及し対象とすることができないことから専決処分をさせていただいたものでございます。6頁をお開き願いたいと思います。6頁下段歳出でございます。2款総務費、1項19目移住定住応援費、19節負担金補助及び交付金232万5千円ありますが、前段申し上げました国事業を活用し、沼田町結婚新生活応援事業として計上するものでございます。事業概要と致しましては、事業期間内に結婚した世帯で世帯収入が300万円未満の方で、婚姻に伴う新規住宅取得または住宅の賃貸にかかる経費及びこれらの引っ越しにかかる経費に対し、18万円を上限とした中で補助するものであり、過去3ヶ年間の婚姻平均数と国の係数を基に積算致しました232万5千円を補正するものでございます。財源と致しましては、3/4の額を道費補助金として見込んでいるところでございます。上段をご覧いただきたいと思います。11款地方交付税、1項1目地方交付税、58万2千円の増額でございますが、歳出補正予算の特定財源を充当してもなお不足する額につきまして、地方交付税を増額し、収支の均衡を図ったものでございます。16款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金、結婚新生活支援事業補助金174万3千円でございますが、歳出の232万5千円

の3/4の額を補助金として見込み、計上致しております。

以上、申し上げます、提案説明をさせていただきます。ご承認の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○5番（久保元宏議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、久保議員。

○5番（久保元宏議員）5番、久保です。今の新生活なんですけど、これ期間が4月15日からいつまでなのかっていうことと、これをどのように告知して町内の対象者にどのようにアピールしてきたのかっていうことを報告いただきたいと思えます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）期間については4月15日から3月31日でございます。これにつきまして北海道の補助事業でございますので、その事業期間として申請をして交付決定をいただいたのが4月15日というところであります。あとあの町民の皆さんへの告知方法なんですけども、窓口に見えられる婚姻届を提出される方など現状では窓口でその告知をさせていただいているところではございますけども、まあ今後広報等通じてお知らせしていきたいという風に考えております。

○5番（久保元宏議員）議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、久保議員。

○5番（久保元宏議員）これあの専決事項なので、わざわざ最初にやったってことはもっと積極的に告知をしなければいけないと思うんですよね。窓口に来たからといってあなた収入いくらですかっていう話ですと非常に受け身であるし、期間がもう3月31日と決まっていますので、限られた中で沼田町民が結婚に迷っている方に積極的に婚姻していただいて、人口増に増やす為にその為にこれ専決したので、そのような態度じゃちょっと僕怠慢じゃないかと感じます。今後、どのようなこう受け身以外の対応を課で考えているのか、もしくは考えてないのか報告頂戴したいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）はい。今ご指摘いただきまして、議員の仰るとおりだと思います、反省しているところであります。今後あの町のお知らせ版や広報含めて、またあの町のポータルサイト等でも積極的にお知らせしていきたいという風に考えております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、よろしいですか。

○5番（久保元宏議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ほかに質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第3号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第10、承認第4号。専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）はい。承認第4号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成28年6月15日提出、町長名でございます。次頁をお開き下さい。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成28年3月31日、町長名でございます。承認第4号専決処分、町税条例の一部を改正する条例について、改正条例案の朗読を省略させていただき、今回改正の主な内容について説明を致します。3月31日付で地方税法に関する法律・政令・省令の一部改正がそれぞれ公布され、4月1日から施行されました。それに伴い本町においても改正準則に基づき、町税条例の改正が必要となった為、今回専決処分を行ったものであります。今回の主な改正点は、1、延滞金の計算方法の改正。納期限後に条例に規定される申告書が提出された場合、延滞金の計算期間から一定期間を控除して計算するものとする改正。2、法人町民税の法人税割の税率改正。標準税率の引き下げによる改正（沼田町においては標準税率）で課税しております。この税率は9.7%から6.0%に改正でございます。3、軽自動車税の環境性能割の創設。環境性能割（軽自動車税の旧軽自動車税の自動車取得税）の創設による条項の新設。4、軽自動車税を種別割に名称変更。現行の軽自動車税を種別割に名称変更することによる規定の整備でございます。5、軽自動車税のみならず課税の創設。軽自動車税等の軽自動車等の売買契約において売主が所有権を留保している場合には、買主に課税することとする改正。6、日本赤十字社の所有する軽自動車の非課税。日本赤十字社が所有する軽自動車の非課税の範囲を

規定したものであります。7、我が町特例の割合を定める規定。固定資産税の減免である我が町特例の減免割合を定める規定。8、軽自動車税の環境性能割の各種特例の規定。環境性能割創設に伴う賦課徴収・減免申告等の特例について規定したものであります。9、軽自動車税の環境性能割の徴収取扱費の交付。環境性能割の徴収事務を北海道が行うことにより、交付することとなる徴収取扱費について規定したものでございます。10、たばこ税に関する経過措置。条例第19条及び他の法律等の改正に伴う所要の規定の整備でございます。11、その他改正。その他については地方税法の改正に伴う措置、他の法律に併せた条文・名称・年度等の改正による規定の整備でございます。

以上、条例の一部改正について説明を申し上げます。ご承認の程、よろしくお願ひ致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第4号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第11、承認第5号。専決処分の承認を求めることについて（国民健康保険税条例の一部改正）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）はい。承認第5号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成28年6月15日提出、町長名でございます。次頁をお開き下さい。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成28年3月31日、町長名でございます。承認第5号。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。改正条例案の朗読を省略させていただき、今回改正の主な内容についてご説明させていただきます。地方税法に関する法律・政令・省令の一部改正が公布となり、それ

に伴い沼田町国民健康保険条例についても改正が必要となったもので、3月31日付で専決処分させていただいたものであります。今回の主な改正点につきましては、1、国保税の課税限度額の見直し。国保税条例第2条と2、国保税の軽減判定所得の算定方法の見直し。国保税条例第15条であります。国保税の課税限度額の見直しにつきましては、国民健康保険税の基礎課税額の限度額、後期高齢者支援金分の限度額、介護給付金分の限度額がそれぞれ引き上げられるものであります。理由としましては、一定程度取得者より相応の負担をしていただくという考え方と国保以外の被保険者である社会保険者負担との公平性を図る考え方からであります。地方税法第703条の4関係でございます。次に軽減判定所得の算定方法の見直しですが、国民健康保険税にかかる軽減措置の拡大であります。今回、低所得者の負担軽減を図る為、国保税の2割及び5割軽減の対象となる世帯の所得判定基準額を引き上げ、軽減対象世帯の拡大を図るものです。この事により、それぞれ限度額が緩和され軽減対象世帯が拡大されるものであります。地方税法第703条の5関係。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。ご承認の程、よろしくお願ひ致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第5号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

（一 般 議 案）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第12、議案第50号。沼田町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。政策推進室長。

○政策推進室長（吉田憲司室長）はい。議案第50号。沼田町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項により沼田町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更する。平成28年6月15日提出、沼田町長名であります。提案理由を申し上げます。沼田町過疎地域自立促進

市町村計画により、各種自立促進事業を推進してきているところではありますが、この度地域密着多機能型総合センター・地域あんしんセンターですけれども、整備事業につきまして（９）のその他に区分しておりましたけれども、地域あんしんセンターが地域包括支援センター、子育て世帯と包括支援、暮らしの保健室等の機能を有することから総合振興局とも相談を致しまして、（７）の市町村保健センター及び母子センターの枠に入れるべきとの判断から本計画を変更するものであります。今回の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第６条第７項の規定に基づき、町議会の議決が必要な案件となっております。また、北海道知事との事前協議につきましては、５月２７日に整っておりますことをご報告申し上げます。

以上、議案説明と致します。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第５０号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第１３、議案第５１号。沼田町固定資産評価審査委員会条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）議案第５１号。沼田町固定資産評価審査委員会条例について。沼田町固定資産評価審査委員会条例を提出する。平成２８年６月１５日提出、町長名でございます。条文につきましては煩雑ですので、朗読を省略させていただきます、目的のみ説明致します。この条例は地方税法、昭和２５年法律第２２６号（以下「法」という）第４３６条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という）の審査の手続、記録の保存その他審査について必要な事項を定めることを目的とする。

以上です。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○5番（久保元宏議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。久保議員。

○5番（久保元宏議員）はい。前回ちょっと残念なミスがあつて、規定を条例にされたってことなんですけど、読ませていただいたら規程と条例ほとんど文面が同じなので、という事はむしろ重要なのは条例にステージを上げるよりも再発防止だと思うんですよね。再発防止という部分を担保されてこそその条例だと思うんですが、その再発防止についての説明を頂戴したいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）はい。この取り進め方につきましては、これまでも複数の事務担当員の中でチェックしながら進めてきたところでありまして、今回の経験を踏まえてその慎重を期してしっかりと提案をしたいという風に考えております。

○議長（渡邊敏昭議長）久保議員よろしいですか。

○5番（久保元宏議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第51号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第14、議案第52号。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）はい。議案第52号。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を提出する。平成28年6月15日提出。町長名でございます。改正条文につきましては、煩雑となっておりますので、朗読を省略させていただき、提案理由の説明をさせていただきます。今回の条例の提案につきましては、税率の改正であります。先般開催されました国保運営協議会において説明申し上げ、本年度においても一般

会計からの繰入は行わず、担当課保健福祉課で示された必要賦課額に見合う税率の改正を行うものであります。それによりまして、一般的に主なものとして医療給付分につきましては、所得割を3.8%から3.2%に。均等割を2万8,400円から3万100円に。平等割を2万9,600円から3万100円に改め、また後期高齢者支援分につきましては、所得割を3.6%から2.08%に。均等割を1万4千円から1万3,100円に。平等割を1万2,100円から1万1,200円に改め、介護給付費分については、所得割を1.5%を0.93%に。均等割を2万1,400円から1万9,600円にそれぞれ改正するものであります。これによりまして、本年度一世帯あたりの平均の負担額は、28万688円となり前年度と比べ、6,373円の増加でございます。一人あたりにつきましては、15万390円となり、4,379円の増となっております。これは一般的なサラリーマン世帯・農業者世帯・高齢者世帯の3パターンに照らし合わせますと、サラリーマン世帯では5万9,200円の減額。農業者の世帯では6万3,900円の年税額の減額。年金生活を送る高齢者世帯においては、増減なしとなる予測です。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます、ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第52号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第15、議案第53号。沼田町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）議案第53号。沼田町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例について。沼田町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例を提出する。平成28年6月15日提出、町長名でございます。条文の

朗読を省略させていただきまして、提案理由を申し上げます。投票所の一ヶ所にする決定を受けまして、公職選挙法施行令の定めにより選挙人名簿登録数を基に現在の21ヶ所から9ヶ所に改正するものであります。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○1番（高田勲議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。高田議員。

○1番（高田勲議員）1番、高田であります。ポスター掲示場が減るという事はですね、そのポスターというか立候補している人の顔を有権者の方が見る機会が減ると言うことで、当然～選挙においては、投票率が非常に気になるところでありますが、選挙管理委員会が決めたんだと思うんですけども、どのような対応策を、投票率低下防止に対して考えているのかお伺いしたい。

○議長（渡邊敏昭議長）総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。掲示場の数につきましては、先ほど申し上げましたとおり公職選挙法施行令によりましてですね、選挙人名簿あと選挙人登録者数とあと選挙人登録者の面積、これらによってですね現在沼田町で言いますとまあ9ヶ所、投票所1ヶ所にするによりまして掲示場9ヶ所になるということになってございます。ですので、これにつきましては法施行令に伴ったものという事でご理解いただければと思っております。あと投票率につきましてはですね、まあ今回この7月10日に現在予定されておりますが、期日前投票だとか等々含めた中でですね、広く選挙投票率を低下を防止したいと思っておりますし、またあの選挙当日につきましては、まあ選挙バスと言いますか交通弱者に対しまして、農村部に対しましては、無料の送迎バスを午前1便、午後1便。東中西と考えておりますが、そのような形で回ることを考えております。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○1番（高田勲議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑ありませんか。

○3番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。大沼議員。

○3番（大沼恒雄議員）9ヶ所について決まっているのであれば教えていただきたいんですが。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。今計画しているのは、恵比島活性化センター・北竜活性化センター・高穂のコミセン・共成の活性化センター・緑町のコミセ

ン・沼小前・観プラ前・旭町のバス停のところ・役場前の9ヶ所とっております。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○3番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第53号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第16、議案第54号。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。議案第54号。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。地方自治法昭和22年法律第67号第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。平成28年6月15日提出、町長名でございます。条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由を申し上げます。本町が加入致します当該組合の規約変更でございまして、別表1には組合に加入する町村・一部組合が掲載されておりました。北空知学校給食組合の解散により削除する規約変更でございます。なお、附則に記載のとおり、規約の施行日は地方自治法第286条第1項の規定により総務大臣の許可の日となっております。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採

決致します。お諮り致します。議案第54号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第17、議案第55号。北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。議案第55号。北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。地方自治法昭和22年法律第67号第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。平成28年6月15日提出、町長名でございます。条文の朗読を省略させていただき、提案理由を申し上げます。本町が加入する当該組合の規約変更でございまして、第1条・第3条・第5条の改正につきましては、文言の追加整理でございまして、別表につきましては、北空知学校給食組合の解散により削除する規約の変更でございます。なお、附則に記載のとおり規約の施行日は地方自治法286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日としております。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第55号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第18、議案第56号。北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。議案第56号。北海道市町村総合事務組合

規約の変更について。地方自治法昭和22年法律第67号第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。平成28年6月15日提出、町長名でございます。条文の朗読を省略させていただき、提案理由を申し上げます。本町が加入する当該組合の規約変更でございます。別表第1には組合に加入する市町村・一部事務組合が掲載されており、空知総合振興局の欄から解散致しました北空知学校給食組合を削除する規約の変更でございます。なお、附則に記載のとおり規約の施行日は地方自治法286条第1項の規定により総務大臣の許可の日となっております。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第56号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第19、議案第57号。平成28年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）議案第57号。平成28年度沼田町一般会計補正予算について。平成28年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年6月15日提出、町長名でございます。別冊の平成28年度沼田町一般会計補正予算第1号、1頁をお開き願いたいと思います。平成28年度沼田町一般会計補正予算第1号。平成28年度沼田町の一般会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,495万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6,727万5千円と定める。2項省略致します。継続費。第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費による。地方債の補正。第3条、地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。平成28年6月15日提出、町長名でございます。9頁をお開き願いたいと思いま

す。9頁歳出でございます。1款議会費、1項1目議会費につきましては、常任委員会の道外所管事務調査に要します旅費の組み替えでございます。2款総務費、1項2目情報推進費につきましては、11節需用費78万3千円の増額でございますが、これにつきましては町の総合パンフレットの増刷にかかる経費でございます。3目OA管理費、19節負担金補助及び交付金82万8千円につきましては、マイナンバーカード作成にかかります地方公共団体システム機構への負担金の増額補正であり、全額が国費補助として交付され、トンネル予算となっております。9目企画費1,707万円の増額補正であります。12節役務費1万円、13節委託料340万2千円、10頁になりますが15節工事請負費1,315万8千円の合計額1,657万円につきましては、過日の全員協議会の中でご説明申し上げましたが、診療所の追加工事にかかります補正でございます。19節負担金補助及び交付金50万円につきましては、北海道空知総合振興局と管内の24市町が連携し、首都圏などで空知地域の知名度を向上させ、地域の稼ぐ力を創出することを目的として設置されました北海道空知地域創生協議会の負担金の補正であり、事業内容と致しましては、空知のプロモーションツールの検討開発、イベント等への参加等が計画されているところでございます。17目スコレセンター費、15節工事請負費112万4千円でございますが、これにつきましてはオートキャンプ場サニタリー棟の階段の改修でございまして、木材の老朽化に伴いまして改修する工事費でございます。19目移住定住応援費、9節旅費16万円の増額補正につきましては、9目企画費での負担金と関連致します北海道空知地域創生協議会が参加予定であります、イベントへの参加経費として増額計上したものでございます。20目移住住宅費398万1千円の増額補正につきましては、厚生連より譲り受けました移住定住体験住宅の改修経費であります。居住可能戸数は10戸ありますが、現在水道メーターが一つのメーターで共有されている為、メーターの分岐工事等最低限の改修を実施することとして計上したものでございます。24目ふるさと応援費につきましては、これにつきましてはふるさと納税に対します返礼金の予算の組み替えでございまして、体験型への役務の提供などに対応する様、予算を一部組み換えたものでございます。11頁をお開き願いたいと思います。3款民生費、1項1目社会福祉費、19節負担金補助及び交付金384万円の増額補正につきましては、国が実施致します年金生活者等支援臨時福祉給付金、支給対象者1人につき3万円が支給されるものでございますが、当初予算におきましては、国の算定に基づきまして360名分を予算措置しておりましたが、システム改修により対象者を抽出した結果、対象者が488名であったことから増額計上するものでございます。財源につきましては全額国庫補助でございます。28節繰出金37万2千円の減額につきましては、国保財政健全化一般会計繰入計画に基づき税負担軽減分として当初計上し

ておりましたが、27年度の決算状況並びに28年度の推計を基に国保税の外必要額を鑑み減額するものでございます。9目、新設目でございます。総合通所サービスセンター整備事業費9,305万1千円の計上でございますが、コンパクトエコタウン構想2期工事28年度必要負担分をあんしんセンター分と按分した中で、総合通所サービスセンター整備にかかります19節工事管理費と15節工事請負費の計上でございます。後程説明申し上げますが、2ヶ年の工事費とした中で広域継続費の設定を行った中で取り組んでまいりたいという風に考えているところでございます。なお、今年度分につきましては、過疎債等介護サービス事業債9,100万円を充当することとしてございます。2項児童福祉費、4目学童保育所費、23節返還金2万6千円の補正でございますが、平成27年度国庫補助放課後児童育成支援事業分の補助金の返還分でございます。11頁下段から12頁になりますが、4款衛生費、1項9目沼田厚生クリニック運営費でございますが、18節医療機器購入費現予算1億2千万の内、1億980万を19節へ振り替えした中で指定管理者であります厚生連の発注形態で整備することとしております。また、深川医師会への負担金30万円につきましては、4月から町立クリニックの開設に伴いまして深川医師会に新たに管理するということになりまして、入会金の補正計上でございます。10目、新設目であります。地域あんしんセンター整備費5,497万9千円の計上でございますが、民生費も同様に計上しております。コンパクトエコタウン構想2期工事にかかります28年度必要見込分を総合通所サービスセンター分と按分により計上したものでございます。13節工事管理費と15節工事請負費の計上でございます。この工事につきましても先ほど同様継続費とした中で事業を設定して参りたいと考えておりまして、今年度の事業につきましても5,210万円の過疎債を充当することとしてございます。6款農林水産業費、1項8目農産加工場製造費105万1千円の増額補正であります。新たな受託事業に取り組む為の充填配管の改修、自動打栓機キャッパーチャックの購入費とトマト集荷効率化及び労働力の低減の検証に取り組むための収穫期のリース料を計上しております。なお、財源につきましては農産加工品売上収入と農業・食品産業技術総合研究機構の地域戦略プロ研究事業として70万5千円を見込んでいるところでございます。13頁をお開き願いたいと思います。8款3項1目河川総務費、13節委託料樋門樋管操作管理委託料4万5千円の増額につきましては、3月の単価改正によるものでございまして、全額財源措置されているところでございます。15節工事請負費660万円の計上につきましては、真布地区のアイヌ沢川法面改修でございますが、河川の法面が侵食しており、農地への影響も危惧されることから今回補正計上したものでございます。10款教育費、4項9目ほたる学習館費、15節工事請負費162万7千円の計上につきましては、ほたる学習館屋根等の改修工事でございます。

落雪が要因と想定されます屋根・天窓等の破損改修工事を計上してございます。本施設につきましては建物共済に加入しており、罹災報告は提出しておりますが、共済金額が確定していないことから財源は計上しない中で計上させていただいているところでございます。7頁にお戻り願いたいと思います。7頁歳入でございます。

11款地方交付税、1項1目地方交付税7,207万3千円を減額するものでございます。今回提出の歳出予算特定財源を充当し、地方交付税を減額して収支の均衡を図ったものでございます。15款国庫支出金、2項1目国庫補助金82万8千円の計上につきましては、歳出総務費で説明申し上げましたマイナンバーカード作成にかかります地方公共団体情報システム機構への負担金の財源でございます。2目民生費国庫補助金384万円につきましても歳出民生費で説明申し上げました臨時福祉給付金の財源10割分でございます。16款道支出金、3項2目土木費委託金4万5千円につきましては、歳出8款土木費で説明申し上げました樋門樋管の管理委託料財源でございます。17款財産収入、2項3目生産物売払収入34万6千円につきましては、農産加工場製品の売払収入を見込んでいるところでございます。8頁をお開き願いたいと思います。20款繰越金、1項1目繰越金1億605万9千円は、前年度繰越金でございまして、繰越金の確定に伴います補正でございます。

21款諸収入、4項5目雑入70万5千円の増額につきましては、6款農林水産業費で申し上げました加工用トマトの試験栽培にかかります研究費として受納する予定でございます。22款地方債、1項1目衛生費5,420万円の増額であります。説明欄にも記載ありますが町立クリニックで使用致します医療機器の購入債200万円の増額とあんしんセンター建設にかかります事業債として5,220万円でございます。6目民生費9,100万円につきましては、総合通所センター建設にかかります事業債を計上したところでございます。3頁にお戻り願いたいと思います。3頁上段、第2表継続費の総額、年割額の設定であります。民生費で計上しております総合通所サービスセンターの整備事業費総額を2億6,594万1千円。衛生費で計上しておりますあんしんセンター整備事業費総額を1億5,712万9千円とし、各々平成28年度の整備負担分%でいいますと35%程を28年度分とし、残り65%分につきましては、29年度整備負担分として継続費の設定を行ったところでございます。第3表、地方債の補正でございます。中段につきましては、コンパクトエコタウン2期工事、先ほどから申し上げておりますが総合通所サービスセンター9,100万円、あんしんセンター5,220万円の本年度整備にかかります起債の限度額の追加であります。下段の変更につきましては町立沼田厚生クリニックで使用致します医療機器の購入費起債限度額を200万円引き上げ、9,250万円と変更するものでございます。

以上、申し上げまして提案説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお

願ひ致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○7番（鵜野範之議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。鵜野議員。

○7番（鵜野範之議員）7番、鵜野です。地域密着型多機能センターの関係についてお伺いしたいんですけれども、これについては6月2日の全員協議会の中で説明を受け、どうもしっくりこないな、どこがしっくりこないのかなってような感じでこう聞かさせていただいたんですけれども、根本的にこの事業を遂行する上にあたって町民に説明・我々に説明する中で、どうしても補助金がなかったら一般財源からこういった事業はやっていけないんだっていう前提の中で町長はずっとそこを説明してきたのかなという風に思っております。特にまた今年に入って、建てる場所についても中学校跡地に建てる分についてはどうしても補助金をもらうためにここに建てなきゃならないんだっていう説明とこんな大きな施設が必要なのかってなった時にも補助金をもらうためにこれだけの規模が必要なんだという事の説明をずっとこうしてきた訳なんですけれども、この根本が狂った時にある程度やっぱり町民に説明をしてからこういう形の中で報告すべきじゃなかったのかなという風に思うんですよね。町民が初めて知ったのは先週の道新の紙面を見て、ああそういうことなんだと。ちょっと順番が違うのかなという風に感じております。特に私達に報告をされた時についても、今1期工事目の入札が順調に進みますと。もうどんどんどんどんこの事業が進んでいるっていう前提の中でこういう話をされると、次どう対応していかってというのが非常に狭まってくるのかなという風に思うんですよ。根本的に町長はこの関係について町民に説明するつもりだったのか、我々に説明をして進めるつもりがあったのかどういふふうを考えているのかっていうのと、あとこれらが先ほど久保議員が質問していた訳なんですけれども、どういう形の中で町に報告があったのか、時系列の中で詳しく説明していただきたい。というのは、やはりあの町民に説明している中である程度道なり国なりから内示を受けながら補助金をもらうためにこういう風にやるんだよっていう説明をしてきてる訳ですから、そこに誤差はなかったのかっていう事の確認もさせていただきたいと思しますので、今までのそういった中の時系列での説明をお願いしたいと思ひます。

○議長（渡邊敏昭議長）関連でございせんか。それでは町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。確かにその説明のタイミングした時点も否めないかもしれません。これあの先ほどの問題に答えましたけども、この4月・5月の中でございましたので、この事業を進める上でですね、時機をした点てなれば本当にあの反省しなきゃいけないけども、まあなんとしてもこの事業を早くしてですね、

今言ったその過疎債の申請も迫っている中でございましたので、何とかご理解をいただいた中でですね、進めていきたいという形で説明がそのタイミングをまあもっとあればよかったんですけども、その辺はあの反省しなきゃいけないなという風に思っているところでございます。まあ時系列については今説明を申し上げます。

○政策推進室長（吉田憲司室長）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。政策推進室長。

○政策推進室長（吉田憲司室長）はい。経過を説明させていただきたいと思います。まず戦略交付金が推進交付金に変わるという事の国の市町村に対しての説明というのがまず今年の12月ぐらいから徐々に始まったのかなという風に思ってます。その説明会につきましては、市町村の説明ではなくて、全国都道府県の担当課長への説明会という事で始まったのが始まりでありまして、それを市町村が衛星放送で見てるといような感じで始まったのが最初でございます。先日の全員協議会の中でも説明致しましたけれども、その後に1月に説明会がまたございました。その時にはまだ戦略交付金が推進交付金に変わった時にまだ沼田町の補助金が駄目だということではなくて、まだ希望が持てる様なそんな様な感じもありましたし、内閣府との話もまだそういう事をお願いをしてきたという経過がございます。最終的に4月21日に推進交付金の説明会がございまして、その時初めて新しい内容の中身が説明された訳でございますけれども、その中を見ますと先ほど町長が4つの要件ということになってたんですけども、その要件の中に市町村連携ということがありまして、その市町村連携はどういう事かと言いますと、沼田町だけで単独で申請することができないという事で、その申請をするときには他の市町村も連携して申請しなければならないという事がわかりまして、それはどういうことかと言いますと、今沼田町のあんしんセンター或いはデイサービスセンターを実施する時に、他の市町村に予算を持っていただいて議決していただいて、それで申請をしなければならないということが初めてわかったものですから、それではどうしても沼田町が他の町をお願いをするという事は難しいだろうという事で申請をできないという様なことになってございます。まあその前後に致しまして、国に対して或いは道に対しまして要望をかけて、沼田町が今どういう現状だっている事を説明させていただきながら今後の対策ということで考えさせていただいておりますので、そういう様なことで私共も最終的にわかったのが4月の末ということでご理解をいただきたいという風に思っております。

○7番（鵜野範之議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。鵜野議員。

○7番（鵜野範之議員）12月からそういった中でこう進んできて、1期工事・2工事に分けたのはいつだったんだろうね。ある程度その時点でわかった部分があっ

たんだったらなぜそういう風にしたのかっていう部分がちょっと今の説明でちょっと気になっているんですけども、なにも私が今言いたいのは、基本がそういう補助金ありきで町民に説明してきた中で、なぜ最後こう変わった時に町民に色々な形の中で説明会を設けれなかった、どうしたらいいだろう、もう切羽詰まって1期の入札が終わるかやるかぐらいの時点でまさかあの工事業をするなどはだれも言わないだろうと思うんですけども、ある程度期間を持ちながらこういった中で進めたいんだけどという事が町民に対してでも優しいスタイルだったのかなという風に思うんですよ。この後、まあこのまま進むんだらうと思うんですけども、やはり早急にやっぱりこういった中で、町民に優しい説明をしていただきたいなという風なのが1点です。それからここ何回か町長が進める事業の中で、どうしても事業を推進しながら途中で1億余りの足し増しが出てくるっていう分っていうのが、2つも3つも見受けられる部分があります。そういったことを含めながら今後十分にながどうしてそういう風になってしまうのかなっていうことでもありますので、そういったことも町民に詳しく説明していただきたいなという風に思います。

○議長（渡邊敏昭議長）質問ですね。

○7番（鵜野範之議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）まあ説明が不十分だったことについては反省を致しますけども、まあその時系列の中で工事の1期目の入札等の事もありまして、次の進む段階もありましたので、これあの全体の工期の事もありますし、そのいただいた戦略交付金の28年度中に終わらなきゃいけないという事もありましてですね、まあ様々な要因があって今回こういう風になってしまった事については、皆さんにあの反省の申し訳ないという風に思っているところでございます。まあなんかの機会です、もう少しわかりやすく説明する場面を持てれば、まあちょっと検討させていただきたいと思います。それであの今その増えるっていう問題もありますけども、我々まあきちっと精査をしている訳でございますけども、更なる精査をしてですね、その辺の事がない様なことを努めていきたいという風に思っております。

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第57号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第20、議案第58号。平成28年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園園長（安念昌典園長）議案第58号。平成28年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成28年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年6月15日提出、町長名でございます。別冊の沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算第1号の1頁をお開き下さい。平成28年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算第1号。平成28年度沼田町の養護老人ホーム特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,827万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億491万6千円と定める。2項省略させていただきます。平成28年6月15日提出、町長名でございます。5頁目をお開きいただきたいと思えます。

(「説明省略」の声あり)

○和風園園長（安念昌典園長）はい。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明を終了致します。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第58号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第21、議案第59号。平成28年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長（森田秀幸園長）はい。議案第59号。平成28年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成28年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年6月15日提出、町長名でございます。別冊、平成28年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算第1号1頁をご覧ください。平成28年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算第1号。平成28年度沼田町の特別養護老人ホーム特別会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,152万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億927万3千円と定める。2項については省略致します。平成28年6月15日提出、町長名でございます。今回の補正の内容をご説明致します。平成27年度から繰越金が1,548万円となり、これによる財源の整理と人事異動に伴う必要費用の計上を行っております。6頁、歳出をお開き下さい。1款総務費、1項1目一般管理費、9節旅費10万円の増額です。職員の人事異動に伴います職員研修の特別旅費を計上しております。25節積立金1,142万6千円の増額です。27年度繰越から必要経費を差し引いた額を積み立てているものです。2款事業費、1項1目事業費は繰越金の確定により補正額の財源内訳で、特定財源のその他から一般財源の振り替えをしたものです。戻りまして5頁、歳入をお開き下さい。4款繰越金、1項1目繰越金、1節繰越金は前年度繰越金が確定し、1,448万円の増額となっております。5款繰入金、2項1目基金繰入金、1節基金繰入金は繰越金の確定に伴い295万4千円を減額させていただいております。

以上、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第59号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（会議時間の延長）

○議長（渡邊敏昭議長）ここで会議時間の延長について申し添えます。本日の会議は議事の都合により、予め延長することと致します。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第22、議案第60号。平成28年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長（森田秀幸園長）はい。議案第60号。平成28年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について。平成28年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年6月15日提出、町長名でございます。別冊、平成28年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算第1号の1頁をご覧ください。平成28年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算第1号。平成28年度沼田町の高齢者グループホーム特別会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,164万9千円と定める。2項については省略致します。平成28年6月15日提出、町長名でございます。

（「説明省略」の声あり）

○旭寿園園長（森田秀幸園長）ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第60号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第23、議案第61号。平成28年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第61号。平成28年度沼田町介護保険特別

会計補正予算について。平成28年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年6月15日提出、町長名でございます。別冊、平成28年度沼田町介護保険特別会計補正予算第1号の1頁をご覧ください。平成28年度沼田町介護保険特別会計補正予算第1号。平成28年度沼田町の介護保険特別会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,118万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億198万7千円と定める。第2項は省略させていただきます。平成28年6月15日提出、町長名でございます。補正の主なものは平成27年度決算に伴う繰越金の確定と前年度の介護給付費負担金の国等への返還金を補正するものです。5頁をお開き下さい。歳入6款2項1目介護給付費準備基金繰入金775万6千円の減額でございますが、7款で計上しております平成27年度の繰越金により、国などへの返還する介護給付費負担金・返還金などの諸支出金に充当し、基金からの繰入金を減額することで収支の均衡を図ったものでございます。7款1項1目前年度繰越金1,894万を計上してございます。6頁をお開き下さい。歳出2款保険給付費の各項につきましては、財源を補正するもので基金繰入金の減額に伴い特定財源その他を減額し、繰越金増によります一般財源を増額とするものでございます。7頁をお開き下さい。4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目一次・二次予防事業費につきましては、介護事業にかかる講師謝金を8節報償費から13節委託料へ団体等への委託料とすることで同額を補正するものでございます。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者還付金につきましては、平成27年度の保険料の還付が生じておりますが、手続きが未了の為、このまま増額として補正してございます。その下、2目償還金1,117万8千円の増額は、前年度の国などの介護給付費と返還金として増額補正とするものでございます。

以上、説明と致します。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第61号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第24、議案第62号。平成28年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第62号。平成28年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成28年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年6月15日提出、町長名でございます。別冊の平成28年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算第1号、1頁をお開き下さい。平成28年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算第1号。平成28年度沼田町の国民健康保険特別会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,575万6千円と定める。第2項省略させていただきます。平成28年6月15日提出、町長名でございます。今回の補正につきましては、歳入においては平成27年度決算に伴う繰越金の確定と税率の改正に基づく保険税の決定による現年度課税分の補正、療養給付費の再推計による国庫支出金等の補正、更に一般会計繰入金について減額補正するものです。歳出については、平成26年度の療養給付費が確定したことにより療養給付費の補正と平成26年度の療養給付費等負担金にかかる償還金を計上するものです。歳出から説明致します。10頁をお開き下さい。歳出1款総務費、1項総務管理費、2目の連合負担金についてですが、概算により予算計上しておりましたが、確定通知により不足となる1万4千円を増額し、1目一般管理費の需用費と同額補正減と致します。2款保険給付費は、過去3ヶ年の実績と医療費伸び率を基に町独自の実績も勘案し再推計したものです。その結果、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費を621万円の増額、2目退職被保険者等療養給付費を468万3千円の減額としてございます。3目一般被保険者療養費が2万6千円の減額、4目退職被保険者等療養費が3万円の増額としております。次の頁11頁をお開きいただきたいと思います。2項療養給付費、1目一般費被保険者高額療養費は、168万1千円の増額補正となりまして、2目退職被保険者等高額療養費は、74万6千円の減額と致しております。3款後期高齢者支援金等、4款前期高齢者納付金等につきましては、社会保険・診療報酬支払基金からの決定通知に基づき、それぞれ減額補正するものでございます。3款1項1目後期高齢者支援金、1,053万4千円の減額でございますが、当初予算の概算が全国一律である一人当たり負担額に乗ずる人数が当初見込みより減ったことによるものでございます。4款1項1目前期高齢者納付金3

万8千円の減額となっております。次の頁、12頁をお開き下さい。6款1項1目介護納付金。154万9千円の減額ですが、こちらにつきましても社会保険・診療報酬支払基金からの決定通知に基づき補正をするものでございます。平成26年度の確定による精算額が当初見込んでいた金額より、多かったためによる減額となっております。9款1項1目基金積立金につきましては、収支の状況から余剰分として940万円を基金へ積み立てる補正としておりますが、27年度に収入しました療養給付費等負担金に返還が生じた場合、この基金積立金を減額して対応することと致したいと思っております。10款諸支出金、1項3目償還金、27年度特定健診負担金の実績によりまして40万円の返還を見込み、また27年度の退職者療養給付費交付金について過大交付となることを見込まれるため、返還金を137万6千円と見込み、合わせて177万6千円の増額補正と致しております。続きまして歳入について説明致します。7頁にお戻りいただきたいと思っております。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税ですが、国民健康保険税につきましては、条例の改正によりまして保険税率の改正について議決をいただいたところですが、保険給付費とその他必要な事業経費の歳出予算から国・道支出金や各制度交付金、繰入金、繰越金を差し引いた後の必要額を保険税と致します。必要とする保健税額は1億2,721万8千円となり当初予算額の現年課税分を3,948万2千円を減額とするものでございます。国民健康保険税は、税率改正後の算定の結果一般被保険者と退職被保険者等を区分しまして、医療費・給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分をそれぞれ改正後の税率に基づき算定した結果、それぞれ減額補正とするものでございます。次の頁、8頁をお開き下さい。2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費負担金1,742万9千円の減額ですが、歳出の一般被保険者療養給付費を補正増としたところですが、4款の前期高齢者交付金現年度分が当初予算より大幅に増額となることから、1,742万9千円を減額とするものでございます。その下2項国庫補助金、1目財政調整交付金871万円の減額ですが、普通調整交付金は、調整対象となる収入額に対し、需要額の支出が上回った場合に交付されませんが、当初923万1千円を計上していたところですが、収入額となる27年課税総所得額に対しまして、支出であります医療費が上回らないと見込みまして、交付金を0として普通調整交付金計上額を全額減額とするものでございます。また、特別調整交付金については、特定健診・任意受診者対策事業の実施により交付を見込み52万1千円を増額とするものでございます。3款療養給付費交付金、877万6千円の減額ですが、歳出の退職被保険者の療養給付費を補正減としたこと、また調整される後期高齢者支援金分の調整対象基準額が減額となったことにより減額とするものでございます。4款前期高齢者交付金5,255万1千円の増額となります。支払基金からの決定に基づき増額とするものですが、前々年度の精算交付額が

28年度概算交付金の計算により見込んだ医療費より高く算出されたことによるものでございます。次の頁、9頁をお開き下さい。5款道支出金、2項道補助金、1目財政調整交付金433万9千円の減額です。普通調整交付金は平成27年度の交付実績により再度算定した結果、当初予算より435万7千円の減額としております。8款繰入金37万2千円の減額ですが、今年度当初予算では税負担軽減分37万2千円を計上したところですが、税負担軽減繰入金は平成27年度の収支が黒字決算となった為、一般会計からの繰入に頼らず37万2千円全額を減額補正するものでございます。9款繰越金2,807万8千円の増額です。平成27年度の余剰金2,907万8千円を28年度に繰り越した為、2,807万8千円を増額するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の程、お願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第62号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第25、議案第63号。平成28年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第63号。平成28年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について。平成28年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年6月15日提出、町長名でございます。別冊、平成28年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、1頁をお開きいただきたいと思っております。平成28年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号。平成28年度沼田町の後期高齢者医療特別会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,581

万4千円と定める。第2項は省略させていただきます。平成28年6月15日提出、町長名でございます。今回の補正につきましては、平成27年度決算に伴う繰越金の確定により補正するものでございます。

（「説明省略」の声あり）

○保健福祉課長（黒田美和課長）よろしくご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）以後の説明を省略致します。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第63号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（沼田町選挙管理委員及び補充員選挙）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第26、選挙第1号。選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題と致します。お諮り致します。選挙の方法については投票による方法と地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法があります。この際、指名推選の方法に致したいと思えます。これにお異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることと決しました。お諮り致します。指名の方法については、議長において指名することに致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、指名は議長においてすることに決しました。それでは指名致します。選挙管理委員に堀裕昭君、杉森司君、谷水敏和君、辻廣治君、補充員に繰り上げ第1位越智聡君、同第2位池川和男君、同第3位山本孝司君、同第4位石脇辰博君を指名致します。お諮り致します。只今議長が指名しました堀裕昭君、杉森司君、谷水敏和君、辻廣治君の4氏を選挙管理委員に、繰り上げ第1位越智聡君・同第2位池川和男君、同第3位山本孝司君・同第4位石脇辰博君の4氏を補充員にそれぞれ当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって只今指名しました選挙管理委員4氏と補充員4氏がそれぞれ当選人と決しました。ここで暫時休憩を致します。

17時12分 休憩

17時13分 再開

(日程の追加)

○議長（渡邊敏昭議長）再開致します。議事日程の追加についてをお諮り致します。只今、町長より議案2件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第27、議案第68号。平成28年度沼田町一般会計補正予算について。日程第28、議案第69号。平成28年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。以上2件、日程に追加することに決しました。

(追加議案)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第27、議案第68号。平成28年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）議案第68号。平成28年度沼田町一般会計補正予算について。平成28年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年6月15日提出、町長名でございます。別冊の平成28年度沼田町一般会計補正予算第2号、1頁をお開き願いたいと思います。平成28年度沼田町一般会計補正予算第2号。平成28年度沼田町の一般会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,358万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,085万5千円と定める。2項省略致します。地方債の補正。第2条、地方債の追加は、第2表地方債補正による。平成28年6月15日提出、町長名でございます。今回、追加議案として提出致しました一般会計補正予算第2号は、補助事業の採択を受けたことにより、スノークールライスファクトリーの色彩選別機の改修工事の補正と国道275号線旭町地区道路拡張工事に伴います下水道管移設切り回し工事に伴います公共下水道会計の繰出金の補正提案でございます。7頁をお開き願いたいと思います。7頁歳出でございます。6款農林水産業費、1項6目農業総合対策費、15節工事請負費、米穀低温貯留乾燥調製施設色彩選別機等改修工事4億5,545万8千円の補正計上ではありますが、本施設につきましては、平

成7年の農業合意を契機に平成8年度に町が事業主体として建設し、これまでの間も色彩選別機的能力向上などに取り組んできたところですが、現在の色彩選別機につきましては、平成19年度に整備致しました6台630チャンネルになり、異物着色粒の除去対応が主体となっている機器であり、近年の気象条件の変化に伴います未熟流・乳白・腹白などに対しましての選別制度が落ち、結果として農業者の減収要因となりますことから、今回現状の630チャンネルから1,440チャンネルに機能増強を図り、～均一安定量出荷にこたえる為の改修工事であります。財源につきましては後程ご説明申し上げますが、2億2,513万6千円の補助金などを充当してございます。下段になります。8款土木費、4項1目公共下水道費、28節繰入金、公共下水道特別会計繰入金812万2千円の増額補正でございまして、国道275号線道路改良拡幅工事に伴います北電柱の移設に伴い、下水道管の切り回し9ヶ所分の移設工事費を下水道事業会計に繰出しするものでございます。6頁をお開き願いたいと思います。6頁歳入でございまして、11款地方交付税、1項1目地方交付税812万2千円の増額するものでございまして、今回提出の歳出予算に特定財源を充当してもなお不足する額につきまして、地方交付税を増額致しまして、収支の均衡を図ったものでございます。16款道支出金、2項4目農林水産業費道補助金2億2,513万6千円につきましては、農業総合対策費で説明申し上げました、色彩選別機にかかります補助金であり、産地パワーアップ事業補助金の割り当て内示承認を得たことによります計上でございます。19款繰入金、1項7目農業振興基金繰入金8,502万2千円につきましては、色彩選別機改修整備に充当することとして計上したものでございます。22款町債費、1項7目農林水産業債1億4,530万円の計上でございますが、説明欄にございまして通り色彩選別機の整備事業債でございまして、2頁にお戻り願いたいと思います。2頁下段、第2表地方債の補正でございまして、米穀低温貯留乾燥調製施設整備にかかります起債限度額1億4,503万円を追加するものでございます。

以上申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第68号は、原案のとおり決することに異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(渡邊敏昭議長) 日程第28、議案第69号。平成28年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(中野栄治課長) 議案第69号。平成28年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成28年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年6月15日提出、町長名でございます。別冊の平成28年度沼田町公共下水道特別会計補正予算第1号をご覧いただきたいと思います。1頁をご覧下さい。平成28年度沼田町公共下水道特別会計補正予算第1号。平成28年度沼田町の公共下水道特別会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ812万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,959万円と定める。2項省略させていただきます。平成28年6月15日提出、町長名でございます。

(「説明省略」の声あり)

○建設課長(中野栄治課長) ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(渡邊敏昭議長) 以後、説明を終了致します。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第69号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(閉会宣言)

○議長(渡邊敏昭議長) 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了致しました。

これにて平成28年第2回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

17時22分 閉会